

平成26年3月第28回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成26年3月5日第28回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人 見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	東 常 太 郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	作 間 行 雄	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	学務課長	遠 藤 敏 夫
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
		代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
主 事	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、4番 小野一雄議員、5番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

8番。鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） おはようございます。8番鈴木高行です。

中学校の卒業式が近づくと、3年前の東日本大震災を思い出すわけですね。ことしも中学校の卒業式が9日だということになりますと、何か3年前を思い出すような気がします。町長さんには、3年前そのとき、どのような思いであったかと一瞬

今よみがえるのではないかなというような気もします。それで、この3年間無我夢中で、振り返って、走ってきたんだらうなという考えを持つと、感謝申し上げたいと思います。

東日本大震災から3年が過ぎます。被災者の方々の心も、当時と現在とでは大分変化があらわれています。自立再建が厳しい方におかれましては、これからの住まいについて迷っております。これらの方々が、定住できる住居を確保し、安心した生活が送れる環境を町政に求めておられることだと思います。

そこで、私は、平成23年12月に亘理町震災復興計画を作成しました。また、この計画に基づき、平成25年から27年までの実施計画を作成しております。実施計画では、約120の復興事業と約1,100億円の事業経費を計上しております。この実施計画の中から、次の6事業の詳細と今後の見通しについて質問いたします。

まず第1点目として、震災区域を指定した荒浜沿岸部、吉田東部のこの土地利用計画は、平成24年度予算でプロポーザル方式により三菱地所設計（株）さんが提案した土地利用計画を採用したと伺っております。その後、三菱地所設計の提案書、計画案は、我々または町民には提案されていないというのが実情だと思います。なぜこの三菱地所さんのプロポーザルの提案が、多分審査委員会の中で大変よかったから亘理町は採用して、これに基づいて実施計画をつくったのだらうと思います。そういうものであれば、いち早く我々にも、町民にも、こういう提案がありますと公表すべきではないのかと思います。また、これに基づいて、実施計画も連動した実施計画が25年に作成され、現在進捗率からすれば、何十%手をつけて進行しているもの、まだ未着手のものなどがあると思いますけれども、その中の経緯、三菱地所設計のプロポーザルによる提案書、実施計画、それで公表、それらの過程、プロセス、それをどのように町が処理したのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

まず、災害危険区域の土地利用でございますけれども、昨日の佐藤 實議員にもお答えいたしましたとおりでございますけれども、ご案内のとおり災害危険区域の土地利用計画につきましては、平成25年度内での計画策定を目標に調整を進めてまいりましたが、危険区域内での復旧・復興事業において、国の各省庁協議や計画素案の変更、さらには財源の確保等々に時間を要し、計画策定がおくれている現状で

あります。今後、関係省庁との、さらには庁内での企画調整会議を経て、計画素案ができ次第、議員の皆様にご報告いたしたいと考えております。

また、災害危険区域設定に伴い、現在の都市計画の用途地域の見直しも必要となっており、今後の事業着手に影響が生じるものもあるため、早急に土地利用計画を住民にお示しし、都市計画の用途地域の変更等の手続をあわせて行ってまいりたいと思っておるところでございます。

また、吉田地区につきましては、防災集団移転促進事業の跡地を圃場整備事業により換地・集約し、防災公園等事業を検討しておりますが、圃場整備での換地先が定まっていない現状であり、今後とも、圃場整備事業の関係者と調整しながら事業計画を策定いたしたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、土地利用計画そのものについては、早急に進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） ただいまの答弁の中で、三菱地所を選択したプロポーザル方式、どこがよくて三菱さんに決まったのか、その三菱さんのプロポーザルの提案が、実施設計にどのように反映されていたのかと、それは、我々は全然わからないです、プロポーザルの提案が。例えば皆さんの選考委員会の中で、その提案書というのは荒浜の土地利用計画はこのようになっています、吉田東部はこのようになっています、いずれそれぞれの事業について提案されているはずですが、その提案書が、総合発展計画の中に沿って、基本は、そして実施計画に移ってくる。そのもとになるのが、やっぱり三菱さんのプロポーザルの提案書だと思います。その辺が出てこないうちに、実施計画がこうだ、そうして事業が進んでいると。そういうプロセス、過程があって出ているわけですね。それが皆さんには周知されていないということは、どのような内部の事業があったんでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。

まず、提案型、プロポーザル方式を採用したということの経緯でございますが、今回25年3月、3社によりましての提案型ということでしたわけでございます、三菱地所の提案がよかったというようなことで、このレイアウトやらデザインやらということで、将来の危険区域の利用方法と、このようなことを総合的に勘案して

決定になったということでございます。

それで、今回おこなっている理由というようなことでございますが、先ほど町長の説明があったとおり、各省庁間の協議ということございまして、具体的にはこの復興庁、財源絡みということでございます。それで当初、私らのほうで考えていたこの「避難の丘」というのが、財源絡みでなかなか決まらなかったわけございまして、今回の第8次復興交付金に申請したというようなことで、そのような理由から、本来はもうちょっと早くしたかったわけございまして、このような時期になっていると、このようなことございまして。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 我々に示されているのは、復興計画のこのような図面なんですね。

ラインを引いて、ここに何々施設をつくりますとか、これ以外提案書並びに実施計画書の図面等はない。多分町の広報紙にも、そのような提案書の中身とか、そういうものは公表されていないと思うんですね。それだけなんですけれども、それは、できなかった理由はいろいろ詮索しません、これ以上ですね。

ただもう一つは、この復興計画の中に、復興推進体制というのが最後のページに載っております。復興推進体制は、「町長を本部長とする震災復興本部が計画に基づく施策の事業の進捗状況を調査して、町民等で構成する（仮称）亘理町復興対策会議において意見を聴取しながら、適切な運営を図る」とあります。これが、この震災復興計画の一番最後のページにあるんですね、推進体制として。このような文言が提起されている中で、本部では、町長を中心としていろいろ実施計画を含めた復旧、復興、再生、そういうものを考えたと思いますけれども、そのような中身について、この仮称ではありますけれども、町民等で構成する（仮称）亘理町復興対策会議、これは現在対策会議としてつくられているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおりこの災害危険区域そのものについては、ただいま申し上げ、そして担当であります都市建設課長が申し上げたとおりでございますけれども、ご案内のとおり今回の震災を受けた宮城県の15市町村の中で、まずもって亘理町については、生活再建が最も大事である、そしてなりわいを早く進めるということに全力を傾注してまいったわけでございます。そういう中で、亘理町の鳥の海を中心としたなりわいが違うということをまずもって理解していただきたい。とい

うことは、鳥の海の北側については水産漁港エリア、そして亶理町の都市公園ということでの野球場、さらには陸上競技場があったと。そして、南側については、ご案内のとおりパイロット事業ということで、いちご団地があるということで、これらの調整そのものについてもいろいろとあるわけでございます。

きのうも申し上げたとおり、その荒浜地区については、公園あるいは野球場、それらについてはご案内のとおり、これについては国土交通省の所管であるということ。さらには鳥の海周辺の護岸工事等については、ご案内のとおり第2種漁港ということで県工事でございますけれども、水産庁の管轄であるということ。さらには荒浜地区については農地ということで、横山圃いという昭和四十二、三年ごろに実施した優良農地があるということ。これらについては、農林水産省の管轄にあると。さらには災害区域内での元地の買い取りに伴います事業については、国土交通省であると。それらの財源そのものについては、復興庁の管轄であるということの、それらのいろいろな調整が必要なわけでございます。

そういう中で、ただいまこの震災復興計画の中で、復興推進体制ということで、仮称ではございますけれども、亶理町復興対策会議そのものについてのメンバーはそろえておりません。現在のところ、まちの執行部におきますところの企画調整会議の中でいろいろとこの省庁間、さらには県、さらにはこの財源の確保、できればやはりこの震災復興のためには、財源を一般財源ではなく、やはり国の財政支援をいただくということでの内容が主に進まない状況にあるということもご理解いただきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 要するに答弁は、その対策会議はまだメンバーもそろっていないし、開催したこともないということが結論ですね。（「はい」の声あり）はい、わかりました。そうすると、今までの事業については、町長の本部長と企画調整会議と、それと国県、そういう上の省庁間との協議でスピード感を持って進めるためにやってきたというような解釈でよろしいですか。（「はい」の声あり）

ただそこで、今回の町長の施政方針、ことしのですね、そこには町長、「常に町民が主役の町政運営を柱に町民の意見を聞いて、町政の推進に当たる」と述べております。そして、「町民の声に耳を傾けることで町民目線での現状を知り、課題、要望を町政に反映する」ということが、ことしの平成26年度予算に対する町長の施

政方針、これが執行者としての姿だと思いますけれども、このような施政方針からすると、スピード感を持って進めて、いろいろ町民に相談する時間もないし、そちらのほうが還元するのが早いというような考え方、そのような形に持っていった。しかしながら、やっぱり姿勢からすれば、何かかにかはこういうふうに進んでいるとか、進捗率が何十%と我々は教えてもらっているけれども、直接そこに利害関係のある鳥の海湾近くに住んでいる方々、災害危険区域にいろいろ事業を計画している方々、そういう方々にはやっぱりサービスという面からすれば親切に、今後の事業はこう進むと、事業費はこのぐらいかかると、年数はこのぐらいかかると、そういうものをやっぱり丁寧に説明して行って、理解を得るためにそういう姿勢が、この施政方針からしてやるべきではないかと思うんですけれども、町長の考えは。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私は日ごろからやはり町民目線で、町政そのものについては主役であるということで、住民とのコンセンサスが最も大事だという姿勢で取り組んできたと同時に、今回の震災におきましてそのような形をとっておりますけれども、若干触れますけれども、生活再建のための災害公営住宅等々、さらにはなりわいを最優先課題ということで、他市町村よりも早く整備ができるものと思っておるわけでございます。

今後とも、それらの内容については、いろいろと住民の方々の参画を得ながら大きなまちづくりでございますので、ご案内のとおり昭和30年2月1日からの町村合併で約58年経過するわけでございますけれども、それらの事業をした荒浜の公園、いろいろな農地の問題、それから吉田のパイロット事業そのものについて、58年の歴史があるわけでございます。これが一瞬にして全壊したということから、やはりそれ以上の、震災前以上のまちづくりとなりわい、そしてにぎわいをするために、やっぱりこれらについては、後で崩壊しないような整備をすべきだと考えておるわけでございます。

そういう中で、素案が現在検討、そして決定が企画調整会議で進みましたら、まづもって議会に報告を申し上げ、そして住民説明会ということでパブリックコメント等を実施したいと思っております。さらには、それに基づきまして、庁舎内での調整、決定、そして復興事業の調整会議並びに復興の本部会議等を行い、それに基づきまして、住民にはやはり広報等を活用しながらお知らせするという考え方を持

っております。もう少し時間をおかし願いたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かに一々皆全部理解をもらいながら進めるというのは、大変困難だというのはわかります。しかしやっぱり、後追いでもいいですから、こうなるんだよというような話をすれば、それなりの理解はもらえるのではないかなという気もします。

次に、2点目に移ります。

これも、1点目と関連するんですけども、鳥の海湾のことなんですけれども、鳥の海湾内の緩衝緑地帯という整備事業があるんですね。ただ多分、菊地屋さんから向こう側あたりの土地に、箱根田、あの辺ですね。たぶん今は戻ってきて住んでいる方々もいますし、荒浜の中では割と住宅が張りついているところだと思います。その辺の湾内の緩衝緑地帯の整備、これはその辺の方々は、あそこで亡くなった方もおりますし、1カ月以上も避難している方もおりますし、どのような緑地帯が整備されるのか。実際、金からしても、相当の金がここに書かれて、整備期間も25年から32年で21億円だというようなことで、堤防をつくるのか、緑地帯といってもどういう緑地帯、公園なのかというようなことなので、関心のある事業なので、もうちょっとこの事業の詳細と今後の見通しなどについて説明してください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鳥の海湾内の緩衝緑地帯整備事業につきましては、鳥の海湾内を囲むように津波の減衰や漂流物等を捕捉する機能を有するTP、高さでございますけれども、5.0メートルの胸壁及び盛り土による緑地を整備するものでございます。現在、国など関係機関と協議しつつ、基本計画を策定している段階であり、今後、計画断面等の比較検討などを行い、実施計画において、計画断面や事業区域を決定し、工事着手する予定になっております。

そういう中で、荒浜漁港西側の胸壁につきましては、県水産漁港部と共同で災害復旧事業で実施いたします、高さTP3.6メートルから5メートルにかさ上げするよう協議中でございます。

それから、吉田地区の二線堤道路の橋本堀添までの区間を胸壁及び盛り土構造で整備を行う予定であります。現時点で復興交付金事業では認められない状況下でもあり、平成27年度に事業完了予定の国・県の堤防工事及び排水機場、排水路の復

旧工事の進捗とあわせ、財源確保に努めながら事業実施してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） この湾内の緩衝緑地整備事業については、三菱地所のプロポーザルの計画提案書にはあったものなのか、それともなくて、実施計画で盛り込んできたものなのか。その辺について伺います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。

まず、その鳥の海湾を囲む事業でございますが、この復興計画にも載っています。それで、その旨を三菱地所にお話しして、それで今現在このようにするというようなことを検討中ございまして、先ほど町長がお話ししたとおり、今現在関係機関と協議中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そうすると、これは交付金事業で認められないとなると、財源補助事業でやるのか、どのような財源を充当するのかわかりませんが、県の補助とか、町の単独を合わせてやるのか。相当の負担になる事業になるので、計画年度からいって32年度まで、25年度からですね。よっぽど、後年度の財政負担になるような事業になるのではないかと思うんですけども、その財政見通しを町長ちょっとお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの内容については、亶理町だけではなく、各市町村もそういう形が出ておることから、市長会、あるいは町村会、それらに対しまして、これらの安全・安心を守るための緑地帯、要するに緩衝緑地帯そのものについては、県を通して、国に対して、そして復興庁に対しまして、ぜひこの復興財源を充当できるようにということで、これらについては現在のところ亶理町ではこのような状態で、ほかの町村におきましてはそこまでまだ事業が展開していないということで、なかなか調整がとりにくいというのが現時点でございます。これらについては、市長会、あるいは町村会ともども連携しながら、ぜひ国の復興交付金を活用すべく努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） その辺は県レベルを合わせて、町村にも落ちてくるような働きかけをやっていただきたいと思います。

3 点目に移ります。

3 点目については、鳥の海の防災公園整備ですけれども、図面上では防災公園としていろいろなものが挙げられておりますけれども、中身を整理するとですね。この事業計画は、荒浜の危険区域内で約18億円、25年から27年。私も、荒浜の危険区域内、鳥の海周辺、あとは温泉鳥の海あたりを歩きました。そうすると、25年から27年、事業年度がですね、それでこのぐらいの18億円の費用でどんな公園ができるのかなと想像すると、目に浮かんでこないのが今の現状なんですね。ただ、実施計画ではそれなりの計画が出て、ある程度金がつくというと、図面的なものも出ているのかなと思うんですけれども、その辺の中身、今後の見通しについて伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって復興交付金については、先ほど来お話しのとおり27年で終了するというございますけれども、これについてはやはり延長して、1年、あるいは2年の延長を、この亘理町だけではなく被災された15市町村ともども、これらについては国の復興交付金の財源確保のためには延期をしていただかなければ、どこの市町村でもこれについては27年度完成いたしませんとっておるところでございます。これらについても、先ほど言った市長会、町村会ともども連携しながら進めてまいりたいと思っております。

そういう中で、鳥の海防災公園整備事業につきましては、津波防災対策及び高台避難施設を備えた公園整備といたしまして、荒浜地区災害危険区域の土地利用計画と同時進行で作業を進めてまいっております。

海岸防潮堤西側に整備するTP、高さでございますけれども、10メートルの人工丘につきましては、一部町有地に震災廃棄物の再生骨材等を盛り土材の一部として利用するよう、現在仮置きをしておるわけでございます。

計画地の保安林である県有林、そして町有林の保安林解除手続調整を行っており、詳細設計により造成工事に着手してまいります。この事業につきましても、復興交付金事業では認められない状況下であり、重要な防災施設として、財源確保に努めながら年次計画で事業実施してまいりたいと考えているわけでございますけれども、先ほど来申し上げている財源の確保について、なかなか復興庁並びに関係省庁との

調整がうまくいっていないのが現実でございます。

そういう中で、高台避難施設を備えた公園といたしましては、公園エリア内に復興交付金事業により避難丘を整備することとし、申請を行っております。あわせて鳥の海公園の復旧についても、公園エリア内に避難丘と一体的な整備ということで、現在のところ考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、高台とか、避難丘とか、そういう発想の公園があったんですけども、危険区域内でどのぐらいの人が通常動くかとなった場合、漁業関係の方々が漁港で動くとか、あとは公園で何かしている人が何人かいるとか、釣りをしている人がいるとか、そうした場合、わざわざ高台のほうの10メートルの丘に避難するかと、丘をつくっても。なぜかという、温泉島の海が、4階建ての建物があるわけですね。あそこは避難所として十分だと思います、あれだけで、あの危険区域の中からすれば。歩いてものの5分ぐらいで行くでしょう、温泉島の海まで。そうした場合、避難丘とかそういう高いところが、10メートルの高さの山とかね、わざわざつくったって後の管理が大変ですし、そういうことを考えればそういうのはやっぱり変更して、避難所はこのぐらいの人がいて、このぐらいの面積の土地利用計画であれば、どこがどのぐらいあったらいいのかとかね。やっぱり、調整会議なり、本部会議なりで決めれば、これは必要ない。なおさら水産センターも3階までできるとなれば、避難所はそんなにぼこぼこつくらなくて避難するところはあるし、屋根がかぶっていれば夜でも避難できると。丘に避難したって夜になったら大変なことですよ。雨が降ったらどうするんですかと、寒かったらどうするんですかと、そんなようなことも検討して、避難丘とか、高台なんていうのは余りつくらないほうがいいと思うんですね。防潮堤だったらまだしも、避難丘としてはあまり必要ないのではないかと思います。その辺、町長どう思いますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり鳥の海公園そのものについては、ご案内のとおり野球場と陸上競技場、そしてその後にわたり温泉が出たわけでございます。現在のTP7.2メートルの防潮堤そのものについては、海そのものが見えないということもございません。そういうことと、やはり一時的な避難所、今申されたように将来的には海水浴場を整備するという、そしてやはりわたり温泉、そして水産センターそのもの

についても5階と3階という形で、十分避難所としては対応できますけれども、釣り、そして海水浴場等があった場合、一時的な避難所ということで検討してまいったところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 何でも計画はあくまでも計画であって、この復興計画であれ、実施計画であれ、そのときどきの社会情勢によって見直すというようなケースがあるわけですね。そうした場合、スリムになることも一つの変更、見直すための理由になりますし、余分なところも必要でない、そうしたら別のほうに利用してもいいと。そのときどきによって計画を見直すことは、町長も考えて必要だと思っているんですけれども、何も計画したからつくればいいというのは、その避難する十分な場所があればそれで十分なんですよね。余計なことはしなくても、つくらなくても、平坦でも盛りでもいいし、遊び場でも何でもいいということで、計画は変更・見直しありきで今後進んでいただきたいと思います。

次に、4点目に入ります。

わたり温泉鳥の海の復旧事業についてということですが、私は鳥の海が再建するしない云々では考えていないんですね。ただ、この鳥の海、亘理町にとって鳥の海湾、そして鳥の海周辺、海、これは町の本当の社会的資源と捉えて、観光資源の一番の目玉だろうと思っております。だから、ここの地域を整備することには本当に賛成なんですけれども、ただ今回のわたり温泉鳥の海の再開については、町長の耳の中に入っていると思いますけれども、いい悪いの賛否はいろいろあると思います。あのままでやっていいのか、いやどうやってすべきか、その賛否は必ずあると。私もその賛否については、よく町民の方々から耳にします。なぜかという、本当に採算がとれるのかと、何とかといろいろ出ますけれども、一つ考えていることは、再開の目的がはっきりしていないということが、私の一つの視点なんです。

今回9月、水産センターと同時に浴場を再開する。だけれども、何のために浴場を再開するんだと。維持管理するのにもやっぱり人件費もかかるし、通常の清掃とか、いろいろなものがかかります。そうした場合、その維持管理費について、利用者の料金で賄うのか、それとも一般会計の繰り出しでそれを賄うのかと。そうした場合は、やっぱり健康センターのような、町民に本当に利用していただくようなこ

とだけで公益的事業の形態にするという目的なのか。

もう一つは、この温泉鳥の海で、もうちょっとグレードを上げて飲食の提供までするのかと。1階のフロアで飲食の提供をしてサービスまでするのかと。以前は、宿泊まで伴う収益事業でやっていたわけですがけれども、本当に宿泊は今のところできないだろうと思うけれども、飲食を伴うようなサービスをして収益事業としての形態にするのか。その辺の目的が今回示されている再開には出てきていないと私は理解しているんですけれども、その辺のどちらの形態で今回再開する目的なのかを伺いたい。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この鳥の海温泉の復旧状況について申し上げますけれども、ご案内のとおり平成24年3月から施設の復旧工事を進めており、本年の3月で工事が完了する予定になっております。今後はやはり周辺の駐車場の整備が大事であるとともに、やはり安全対策を検討し、早期の再開を目指したいということでございますけれども、やはり9月をめどに再開いたしたいと思っております。

また、施設再開に際しましては、ご案内のとおりこの施設は平成20年2月にオープンから被災するまでの間、やはり温泉入浴を中心に、宿泊、レストラン、さらには宴会のサービス提供を行っており、1階については、ご案内のとおりふれあい市場ということで、亘理町の地場製品のコーナーを設けまして事業展開しておったわけでございます。そういう中で、今回の津波被害に伴いまして、やはりすぐ今までどおりの宿泊、あるいはレストラン等の整備は難しいと思っております。特に、私、仮設住宅の集会所等々を回るわけでございますけれども、その際に早くわたりの温泉に入ってゆったりしたい、あるいはいちご団地に行きますと、いちご団地の方々もぜひ温泉に入りたいので何とかしてもらいたい、あるいは漁業者の方々もすぐ鼻の向かいにあっても温泉に入れないということから、切実な要望があるわけでございます。

そういうことで、やはり日帰り温泉という形をとり、さらにはこの仮設住宅から鳥の海温泉までについては何らかの方法、要するにバスの提供とか、マイクロバスを利用するとか、あるいはさざんか号を定期的な時間帯で振り向けるとか、そういう方法で、この仮設住宅に入っている方、あるいは被災された方々に優先的にこれらの提供をしてみたいと思っております。

そういう中で、どういう営業方法をするかということについては、現在もいろいろと検討させていただいておりますけれども、これらについてはある程度の素案ができましたら、わたり温泉島の海運営委員会にも諮り、そして議会にも報告しながら、どういう方法が一番いいのか、公設民営の方法がいいのか、あるいは指定管理者にした方がいいのか、その辺も十分今検討させておるところでございますので、今後ともこのわたり温泉が互理町の観光の拠点、中核であるということもご理解いただきたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今の町長の答弁では、公益でやるのか、収益事業でやるのかというのは、明快な答弁はなかったんですけれども、収益でやるつもりはないと私は感じたんですね、8月からの営業については。そのようにその被災者の方々に提供する、悪い言い方をすれば、共同浴場という考えもお持ちかもしれませんが、お風呂呂に入っただけで癒してもらおうと、そういう考えの営業形態なのかなど。

ただ、それには必ず人件費が伴う。そうした場合、緊急雇用対策がいつまで続くかわかりませんが、補助事業としてね。それらで人件費を賄うつもりなんだろうけれども、そういうこともやっぱり見据えた形態にしていかないと、やっぱり批判的になるということで、ここは今までどおりとは違うんだよと、サービスを主とした温泉というような形にしていけば町民の方も納得するし、そういうところをはっきりして9月までにけじめをつけていただきたいなど、一つは思います。それはあと答弁要りません。

あと、5点目に入りますけれども、災害公営住宅なんですね。

災害公営住宅、7地域。やっとなりどころですか、に今、集合住宅は鉄骨で上のほうに伸びているところとか、造成が進んでいるなど、目に見えてきた集団移転。そして、集合住宅、戸建て住宅の整備が進んでいますけれども、被災した方々はやっぱり当初の考え方、家がなくなったときの考え方と現在の考え方では大分違ってきている。その結果が、やっぱり入居希望申込者の数にあらわれている。当初はやっぱり、「もとの土地に帰って今まで住んでいた方々と仲よく過ごしたいから戻れるようなところに帰る」という考え方で希望したのが多くて、それで戸数も設定したんだと思うけれども、現在になってみれば、周りからぼつぼつ自分で自立再建していったり、ほかの町村に移ったりすると、自分でも心が変わって、「いや、ぼつぼつ

いなくなって寂しいや」と。「だったら、もとの希望から変えて自分で再建しようか」、では別の場所の集団移転、そういう戸建てに移るということで、相当充足率が少なく70%超ぐらいなんです。そうしたときの今後の対策、実際に家賃がこれはずりません。そして、空き家がぼろぼろでこれは埋まりません。そうした場合、これは交付金事業ではどのように、返還金も出てくるのかと。そのような点については、どのように考えているのか、対応として。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、町内4カ所に建設予定である災害公営集合住宅、これについては、ご案内のとおり荒浜の西木倉地区、これについては100戸、そして下茨田地区については125戸、上浜街道につきましても125戸の建設を、集合住宅については、やはり町の技術職員、あるいは事務量の関係から宮城県に委託し、既にいづれの事業についても工事に着手しておるところでございます。

残る吉田の大谷地地区に建設する集合住宅については、入居の仮申し込み時点においては、当初建設戸数が50戸ということで計画、設計したわけでございますけれども、その後の意向調査などを踏まえると、どうしても入居する戸数が少ないということから、現在30戸に修正して設計の見直しを行っておるところでございます。

完成時期につきましては、一番早いのが、ご案内のとおり箱根田地区の西木倉住宅につきましては、ことしの4月完成に向けて今進捗しているわけございまして、今年の4月に完成してからいろいろと事業が展開されますけれども、竣工検査とか、いろいろ手続がございますので、ことしの秋には入居できる見込みとなっております。残る下茨田南団地と上浜街道住宅につきましては、年度内、すなわち27年3月の完成に向けて現在県とも調整を行っておるところでございます。

そういう中で、先ほど申し上げました吉田大谷地団地につきましては、来年の春ということで、希望者にお示ししておいたわけでございますけれども、先ほど申し上げたとおりに設計変更等によっておくれるということでございますので、これらについては、入居者に対しまして、今後のスケジュール等について詳細にご理解とご協力をいただきたいということで、丁寧に説明をしてまいりたいと思っておるところでございます。

また、町内の戸建ての分でございますけれども、これは5団地に97戸建設するわけでございますけれども、この建設につきましては、議員の皆さんもご案内のとおり

り一般社団法人亙理町木造災害公営住宅建設推進協議会を設置させていただきました。それによりまして、買い取り方式により整備することとしており、昨年12月に吉田大谷地地区の11戸と南河原地区の1戸、そしてことしの1月には荒浜中野地区の28戸、合わせまして3団地40戸分の事業申請を行い、2月には協議会から40戸分の見積額の提示を受け、現在その内容について審査を行っておるところで、今後審査が完了次第、確認申請あるいは売買契約を行い、今年秋ごろから入居できるように努力をしております。なお、残りの2団地、すなわち上浜街道地区の40戸、そして江下地区の17戸につきましては、これらについても早急に事業申請を行い、早期完成に努力をしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 聞いているのは、空き家対策、まずこれは空き家になるのは目に見えている。あともう一つは、その空き家になったための収入減、そして空き家のままでこの交付金事業が終わったときの返還金が出てくるのかと。この3つを聞いているんです。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、第1次、第2次ということで募集した結果の空き家が出るのではなかろうか。そういうことで、第3次の募集ということで、一昨日3月3日から18日までの間について、第3次の募集を行うことにしております。これらについては広報等でもお知らせし、これらの窓口は都市建設課の管理班ということで、きょうもFMあおぞらで出演させていただきまして、その応募についてぜひご参加くださいということで、FMあおぞらでお願いをしたわけでございます。

空き室対策そのものについては、やはり最終的には何戸か出るのか、あるいはこの第3次募集によって塞がってオーバーした場合については、抽せん会もやりたいということで、これについては、もしこういう方法になれば本当に万々歳ですけれども、これらについては、きょうもあおぞらで報告した23日に抽せん会をやるということにしております。そのようにやはり空き家が出ますと、町の財政の管理運営に膨大な財源が必要になることから、これらについては、当局だけではなく、議員の方々におかれましても、被災された方々はもちろんでございますけれども、これらの公営住宅の空き家対策そのものについては、今後職員そのものについても現在もほかに住んでいる方もございますので、それらについてもぜひ町の公営住宅に入

居できるように勧奨してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かに空き家になれば、収入も減るし、空き家対策でその管理も大変だし、交付金も減ると。いろいろな弊害が出てくるということは目に見えているので、この辺はしっかりやって、来た金は戻さない、そして収入は使用料収入が入ると。そして、にぎやかな満室の住宅で経営されるようにぜひお願いしたいと思います。

あともう一つ、吉田の大谷地団地の集合住宅を4階から2階にするという話ですか、町の直営だから。4階から3階。だけれども、きょうの石巻あたりの新聞を町長さんも見たと思いますけれども、複合施設というのが考えられるんですね。石巻のように幼稚園、保育所、老人憩いの家、そのような複合施設に併用する、それだって一つのやり方であって、何も入居希望者が少ないからとびしゃんと1つ潰すと、そういう考えではなくて、吉田保育所があああの学校の敷地内にあるのであれば、1階にそういう吉田保育所を持ってくるとか、吉田大谷地団地の集会所は要らないから、浜吉田北なんて1カ所立派なものをつくったんだから、あそこの中に集会所なんてもう要りませんよ。そういうものを削減するとか、いろいろ考えられる方法はあるんですね。そうすると、どこから保育に欠ける子供が行っているかという、あああの辺の近辺が大体9割以上、そうしたら複合施設としてあそこに保育所をつくるとか、下に、または、老人のデイサービスを併設させると。複合施設としての活用も大いに考えられる、1階のスペース全部があったらばですね。そういう検討も皆さんの中でもしてもらったらどうですかと、一つ私の提案です。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 先ほどのまず質問のお答えからちょっとお話しさせていただきます。

今回の災害公営住宅の空き室が出た場合に、国に返還金が出るのかというご質問にご回答していなかったかと思っておりますので、それにつきましては、今のところ国からは返還等の請求といったお話は一切来ておりません。恐らく今後も返還については出てこないんだろうとは考えております。ただ国の、管理します国土交通省、それから復興庁、それから会計検査院等からは、可能な限りいわゆる調査を的確に行って、入居の世帯数に応じた、身の丈に合った適正な計画に修正をしてくださいと

いう指導は、当然のことながら参っておるところでございます。

以前、全員協議会のときにもお話しさせていただきましたが、荒浜の西木倉住宅が実際上一番入居者が少ないという状況でございますが、既に建設工事に入っておったということで変更修正等はできないと。同じように、亘理地区に建設します2つの集合住宅も同様でございました。今回まだ設計段階で変更が可能だったのが、大谷地住宅ということで、町の判断といたしまして30戸に変更修正をしたという経緯でございます。

この辺につきましては、国土交通省さん、復興庁さん、会計検査院にもご説明いたしまして、ご理解はいただいております。したがって、この部分で返還金等の話というのは、今後も出てこないと考えてございます。

今のご質問の複合施設の関係でございますが、災害公営住宅の整備計画を検討いたしました、おとしになりますかね、その時点でそういった福祉施設、あるいはこういった保育所とかの併設ということについても、復興まちづくり課、それから関係課と内部での協議をさせていただきました。いろんなご意見が出たわけでございますが、管理上の問題、経費的な問題、それから工期的な問題、これらをいろいろ総合的に勘案しまして、現在の計画になったところでございます。

今回、30戸に変更する場合に関しての議論でございますが、やはり災害公営住宅でございますので、一刻も早く建設し入居していただくということが第一前提であろうというスタンスで考えた場合に、設計をいわゆる4階から3階建てに変更するというのであれば、構造計算などは当然必要になるわけでございますが、設計上は一番期間が少なくて済むということが大前提にあったことから、建物の中にそういった別の施設を入れるということになりますと、当然のことながらまた1年とか設計にかかると、余計な時間がかかってしまうということになりますので、今回は災害公営住宅のみという形にさせていただいたという経緯がございます。

あとは、それぞれ福祉施設とか、保育所とか、そういった施設の整備計画は、町でつくっている別のものがございますので、それらとの調整も考えながら現在の形にさせていただいたという経緯でございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 被災者優先に考えた設計変更でやるというような話ですけれども、

やっぱり地域にはそういう声があるということも、一つは耳に入れておいていただいて、わざわざ潰すのではなくて、複合施設でやればいろんな施設の利用方法があるだろうということで、ものの単価、早さだけではないのが住民への満足度だということを考えなければいけないということです。

次に、児童福祉施設、吉田保育所を中心に質問しますけれども、この質問については、私は前に24年12月にも一般質問で取り上げております。そのときの答弁は、「安全というようなことを最優先にしてつくる」、「防潮堤を7.2メートルの高さでつくる」と、「橋本堀には5メートルの二線堤をつくる」と、「だから、長瀬小学校の校地内に整備するのは安全だ」と、それがまず第1番の答弁だったんです。それで、保育需要は人口の集積地等を勘案して、吉田保育所を長瀬小学校の校地内に整備すると。これは議事録から出てきたものです。

それで、「意向調査はどうですか」と聞いたら、「意向調査を行った結果、担当者に答えさせる」と、「担当課長から答弁させます」と。担当課長の調査結果は、全体では1,191世帯、その中で吉田保育所の分については117人を調査した結果、109人で40人が吉田保育所に入ると答えている。そのほかは別の保育所に行くというような中身です。2回目の調査をもう一回やっています。これは、吉田保育所だけの希望で、これは117人に調査して37人が吉田保育所に行くのと、これは31%です。これが調査結果で出てきた数字です。

それで、今回26年度の吉田保育所の入所希望者、定員70人に対して、長瀬、開墾場地区、大畑地区からの入所希望者は7人から8人、定員の約1割です。1割ですよ、あそこから入る子供が、70人中。それが、人口動態、需要調査、町民の意見を反映した、あそこが設置場所としていいものなのかと。我々、私も浜吉田に住んでいますけれども、地域の方々の声、保護者の声、「何であそこにつくるの」と、「何で線路から下まで、あっちまで送っていきなさいいけないの」と、それが大方です。学校のときもそうでした。

やっぱり地域の声を聞く、公共施設の整備計画、それを反映するのが町政だと私は思います。今回の調査結果で、入所希望者の9割がああ近辺にいない。それが保育所を設置する場所として適当かということを私は言いたいんです。なおさら、私の東部地区、ここの東部地区から4人の議員が出ています。その方々もあそこは適地ではないと。それが地域の声なんです。この地域の声を聞かないで、吉田保育

所を長瀨小学校の校地内に整備するという事は、どういう意図を持って整備するのか、私にはちょっと考えつかないんですけどもね。その辺の答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 吉田保育所を初め、荒浜保育所及び児童館につきましては、亘理町の震災復興計画で、「暮らしやすさと亘理らしさがあふれるまちづくり」の中に、保健・福祉・医療の健康まちづくりの推進に位置づけ、被災地域における早急な保育環境の整備を行うため、国の災害復旧事業により進めておるところでございます。

この件につきましては、震災復興会議においても審議がなされ、学校と一体的に整備する方針でご了承をいただいておりますところであり、国に対しましても移転改築に係る協議を行い、平成25年5月に承諾を得たものであります。

吉田保育所の整備につきましては、平成24年5月1日現在における長瀨小学校学区内の未就学児の保護者全員を対象に意向調査を実施し、その結果、移転先として長瀨小学校西側の隣接地と吉田中学校隣接地が拮抗しておりましたが、町といたしましては、やはり保育所と小学校との交流・連携の必要性、兄弟姉妹で保育所・児童クラブを利用する保護者の利便性、そして吉田東部地区全体の地域的バランス等々を総合的に判断し、これまでの計画どおり長瀨小学校に隣接させ再建することとしたものであります。

保育所整備の進捗状況といたしましては、昨年6月から11月にかけて、保育職員とともに施設整備に係る詳細な意見交換会を行い、これを踏まえまして、現在実施設計及び確認申請等を行っており、来年度は6月下旬に本体工事に着手し、平成27年4月から定員70名の新しい施設で保育を再開する計画であります。

また、これとあわせまして、保護者の皆様へは、平成24年度において施設再開についてご説明申し上げているほか、今般平成26年度入所に係る保護者説明会においても、移転場所及び再開スケジュール等について説明しており、今後も進捗状況をお知らせしていくほか、再開後の安全対策等についても保護者との意見交換会をしながら準備を進めてまいりたいと思っておりますところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 26年から調査したというのは、調査した内容が全然違うのね。子ど

も・子育て支援のためのデータをとるための調査であって、保育所の設置場所の下記の設問なんて1カ所も入っていない。それが調査した結果だなんて言ったって、そんなものは調査結果ではない。あくまでも、子育て支援計画でしたデータで調査したことだけであって、地域の意見なんて聞いていない。さっき私が言ったのが地域の意見なんだ。それを無理無理行政の方針でやるということになる。大体入所希望者の数を見たらわかるでしょう。保育所というのはどういうところですか、福祉課長さん。どういうところが保育所ですか、入所しおりからいって。何をするとところですか、ここ。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 保育指針によりますと、子供の養護と教育ということで、成長過程に合わせた保育を進めるということでございます。単に、子供を見られない家庭の子供を預かって、給食、あとはおやつ、保水、そういったものだけではなくて、子供の成長に合わせていろいろ先生方、施設で考えながら、子供の成長を図っていくというところでございます。

あと、ちょっと済みません。先ほどの調査の関係での数字報告なんですけれども、2回目の入所する児童の数については、24年5月にやった調査の関係の中の一項目でございますので、今般のニーズ調査の関係の調査の結果ではございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） ここにことしの保育所入所案内、入園案内があるんですがね。ここに、保育所とはという目的がある。保護者が労働に従事していたり、あるいは病気にかかっている理由などで、保育することができない。要するに保育に欠ける児童を保護者にかわって保育するところが保育所なんですよと。これが保育入所案内の一番先に書いてあることなんです。教育するとか、連携するとか、そういう目的の施設ではないと。保護者にかわって保育するところなんです。保護者がいかに利便性で安全なところに子供を預けて育ててもらおうかということが、保育所の第一の目的なんです。わざわざ遠いところまで連れていってお願いします、また迎えに行くと、そういう利便性の悪いところに保育所が、需要が見込めないところにつくるものではないんです。第一の目的が保育に欠ける児童を預かるところだと、保護者にかわって。それを忘れては困るんだな、皆さんの都合でね。やっぱりそれは立場、

地域の立場、保護者の立場に立って、そういう保育所を整備するのは当然のことなんです。将来の需要が見込めない、さっきの1割しか入らない。そういうところとか、9割の児童があらかたこちらにいます。そういうところにつくるのが当然であって、だから民間のほうに、浜吉田の近辺の方々は、少ないところもあるし、民間で送迎できるところに申し込んでいるという事情もある。そういうこともよく考えて調査して検討なさったほうがいいと思うんだけど、どうですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議員さんがおっしゃるとおり、保育に欠ける子供、今回の福祉法の改正で保育を必要とする子供ということになるわけでございますけれども、保育所の役割的には、保育指針の中では、ちょっと読み上げさせていただきます。「保育所は児童福祉法39条の規定に基づき、保育に欠ける子供の保育を行い」、その後ですね、「その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなくてはならない」ということの中で、先ほども町長の答弁にありましたように、成長過程において、学校との連携で、お兄ちゃん、お姉ちゃん、そういった姿、そしてまたその子供たちが保育所に来て交流すること、これによって大きな人間形成の成長が図られるという点も考えて、それらを含めた上で考えた結果でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） いろいろよそのほうに誘導していくようだけれども、第一の目的は何かということ。将来、子供が一番いるところ、需要のあるところ、利便性のあるところ、保育に欠けるところがどこにあるのか。必要なところにつくるのが行政なんだ。わざわざ無理無理、学校と連携させるからとそちらに持っていく必要は何もない。そういう基本的な考え方に立っていないのではないですか。その辺のこと、基本的に立っているかということ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、以前の吉田保育所も長瀬小学校の前に保育所があったわけでございます。そういうことから、今回の震災を踏まえまして、特にこの常磐線の上のほうについて住宅が多く建つわけでございますけれども、それらを踏まえまして、やはりこの400年の歴史を持つ開墾場、あるいは長瀬浜、一本松、新

丁、それらの利便性を勘案して、やはり子供たち、要するに小学校の児童生徒と今
回入ります保育所との連携、そしてやはり兄弟姉妹との関係、それらを考慮して、
今まであった施設の中での対応ということでご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） ちょっと別の視点で聞きます。児童福祉施設運営審議会、今度名称
が変わりましたけれども、あるんですよね。あれは、児童福祉についていろいろ全
般の課題、今後の運営方法等について、この運営審議会に諮ってやる。審議会を20
年以上前からつくっていると思うんですけども、この審議会にこういう事項を諮
ったことはありますか、荒浜でも、吉田保育所でも。その審議会の意見等を踏まえ
て、いろいろな意見をどのようにこれらに反映していったのか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 審議会に直接的に諮って意見を求めたわけではなくて、報告の形
で、こういうふうに考えていますということで報告させていただいたものとちょっ
と記憶しています。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 施設運営審議会、何のためにあるんですか、これ。そういうのにも
諮らないで、こんな重要なことを。決めたことを報告するだけの施設運営審議会か。
そんなことはないでしょう。重要なことはここに諮って、ここからいろんなことを
聞いて、地域の声を聞いて、そうやって決めていくのがこの審議会ではないですか。
それにも諮らず、こういうものをぼんぼん決めていくということは、態度がちょっ
と傲慢すぎるんだよ。

あとさっき、町長、長瀨小学校の前に何で保育所があったかという話をした。私
はそのときの担当だったんですね。それは、あの近辺にイチゴハウスがいっぱいあ
ったの、大畑浜でも、長瀨でも、開墾場でも、吉田浜でも。そこには、我々年代の
お母さん、お父さんがいて、我々年代の子供がハウスの中で遊ばせていたんだ。こ
れでは、保育上よくないということで、吉田保育所のあの辺の学校の近くに、ハウ
スに入っている子供たち2人も一緒にいるから、2人目を入れると半分だからと、
私も必要はなかったけれどもその保育所に入れました、60人定員だったけれども。

そのような、吉田保育所をつくった経緯が、あのころには保育の需要があったん
です、ハウスがあったから、共働きでみんなイチゴハウスでつくっていたから。今

はそんなことないんだ、あそこは。昔があったからあそこがいいという、そういう見解にはならないということ。今は今の需要でやっぱり適地に、適切なところにつくることが筋、当たり前のことなんです。昔と今の事情は違うと。決めたからそのままやればよいということではないと思いますよ。もう一回、町長でも何か。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらについては先ほどの第1回目の答弁で申し上げたとおり、これについては、あくまでも国の災害復旧事業ということで取り組み、現地復旧という形で進めてまいったところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そうした場合、町長の施政方針、先ほども述べましたけれども、町民の声、地域の声、それを町政に反映させるというような町政運営の方針、それにちょっと差があるのかなと、私は感じるんですね。あそこに入所させる町民の声が9割いるんです、別なところから。それに対して、1割の人間が希望するところに持っていくと。これは町政に対して、町民の声を反映していないのではないかなという感を持つんですけれども、同じように考えるんですか、やっぱりそういうとき。9割が違うところから来ていて、1割の人間がああ周辺から来ていると。これは事実ですよ、ことしの入所希望者から見れば。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、現時点で、現在の長瀬小学校西隣に建てますけれども、将来を見越して、要するに10年後、20年後、どのような形になるかということも総合的に、開墾場地区、長瀬地区、それらも踏まえて、なりわい、あるいはそういう住宅の張りつきも可能かなと思っております。それを十分ご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 将来を見据えればこそ必要なところに整備するので、将来20年、30年後の長瀬、開墾場、あの辺の将来と必要とするところの将来と、はっきり考え方を別にして考えないと、将来のまちづくりというのは、やっぱり保育所とかそういうような子供たちを預けるのであればこそ、若いお父さん、お母さん方が定住構想でそこに住むのであって、遠くまで連れていくのでは、定住とか、少子高齢化の若者定住なんていうのにはなっていない気もするんですけれども。将来よく見

て、あそこが吉田東部地区の核となるところなのかと。そうでは私はないと思うんですね。その辺をもう一回。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それらについては何回も議論しても前に進まないの、それについては考え方の相違かなと思っております。（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。休憩。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、5番。佐藤正司議員、登壇。

〔5番 佐藤正司君 登壇〕

5番（佐藤正司君） 5番佐藤正司でございます。

一般質問の通告のとおり、バイオマス化構想について、町長の見解を伺います。

私は、24年9月定例会におきまして、復興計画で位置づけられております再生可能エネルギーの導入について一般質問をいたしました。そのとき町長は、「農地転用の問題、高圧送電網の整備が問題である。その中で県や専門家のアドバイスをいただき、本町に合った再生可能エネルギーの方策を模索します」との回答がございました。

その後昨年9月に、地域活性化と産業創設を目的に現在検討を進めているバイオマス発電事業において、今後の事業推進に向けて調査をするためにバイオマス発電調査委託料として305万5,000円を補正しております。また、11月18日に全員協議会で、パイロット農地、今後の土地利用について、農林水産課長から再生可能エネルギー、メガソーラーについて農業振興地域の整備に関する法律、農地法等により設置が困難であること、さらに送電設備の費用がかかることで企業が相次いで計画を断念したことから、町内に設置を検討しているバイオマス発電事業に利用するための牧草栽培地として検討しているパイロット農地は圃場整備へ編入し、農地での土地利用計画を進めたいということで、全議員に説明をされたところでございます。

そこで、一般質問事項のわたり温泉島の海の再生と周辺地域の開発及び産業活性

化に向けた亘理町バイオマス発電事業について、今後の利用推進に向けての具体的な実現可能性を調査していますが、5項目の以下のことについてお伺いいたします。

まず第1項目の「元気な日本をつくる会」と事業のかかわりは、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって「元気な日本をつくる会」というのは、特定非営利活動法人でございまして、これについては民間企業で構成する組織体であり、地域が取り組む活性化事業を応援する団体でございまして。

本町におきましては、東日本大震災後、わたり温泉島の海の再生に向けて、元気な日本をつくる会の協力を得て、課題解決のため分析と施策の検討を行ってまいりましたが、わたり温泉島の海単独での課題解決は難しいとの判断に至り、荒浜周辺地域の開発及び活性化を踏まえた施策を検討した結果、産業創出と地域活性化が期待できるバイオマス発電事業に至ったところでございます。

将来的には、元気な日本をつくる会が主体となって事業展開し、この事業を通してバイオマス発電の原料となる牧草栽培による雇用創出や被災した旧いちご団地の利活用、さらにはわたり温泉島の海への廃熱利用による経費削減等の効果が期待できることから、町の活性化へとつながるものと現在のところ考えておるところでございまして。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 今、答弁があったように、地方を応援する団体だということでございます。このNPO法人「元気な日本をつくる会」、東京にあるわけでございますけれども、地域振興事業として全国で11事業、11市町村、宮城県内では亘理町と村田町が地域活性化プロジェクトの応援をされております。そんな中で事業主体となり、今後事業を進めるということでございますが、亘理町においても、庁舎内においても、亘理町バイオマス発電事業を核とした産業創出と地域活性化事業プロジェクトとして、各課、復興まちづくり課、用地対策課、都市建設課、農林水産課、総務課、町民生活課、商工観光課の各課によって、精鋭の方々の取り組む体制が整ったというふうにホームページに記載されております。24年に7回、そして25年に15回の事業打ち合わせを行っておりますが、その内容はどのようなものだったのか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、お答えします。

今、佐藤議員から話がありました、亶理町バイオマス発電事業を核とした産業創出と地域活性化事業推進プロジェクトチームということで、いわゆる今説明がありました各課の副班長クラスの方々が中心になりまして、今現在までこのバイオマスに関します事業について、元気な日本をつくる会と調整しているところであります。

以前から、平成23年度からは、まず元気な日本をつくる会と亶理町との合同会議ということで、主に町長、副町長含め、企画財政課も含めて、元気な日本をつくる会とこの打ち合わせをしていたわけですけれども、やはり若い方々の発想も含めたということで、町長からプロジェクトチームをぜひ設立ということから、24年3月6日に地域活性化事業のプロジェクトチームを設立いたしまして、現在まで、先ほど佐藤議員の説明がありました回数で、いろいろ協議、課題解決等行ってきております。

内容につきましては、旧いちご団地、いわゆるパイロットの土地、その利活用とあわせて、わたり温泉鳥の海の再生について、それからバイオマス発電事業の原料の確保、いわゆる牧草を主とした原料の材料確保の手段などの事業の課題解決等を、元気な日本をつくる会とあわせて会議を行っております。

あと、会議のみならず、さらにはいちご団地で今まで生産していた方々との意見交換会、それから荒浜地区になりますけれども、荒浜地区の住民の方々との意見交換会等を開催して、今後の事業に反映させるべく会議を今現在まで続けている状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 今後の事業に反映させると、若い方の発想に基づいていろいろと協議を進めてきたということの回答でございました。

大いに、やはり将来を見据えたその再生エネルギーがどうあるべきか、その辺は十分検討すべきかと思うところでございます。

続きまして、2項目の復興庁の「新しい東北」先導モデル事業補助金の内訳についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この事業については、「新しい東北」先導モデル事業とは、東北地

方は、東日本大震災前からの人口減少、そして高齢化、産業の空洞化等の課題を抱えておったところであり、震災復興の中でこれらの課題を解決し、世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」を全国に先駆けて形成することを目指しながら、「官」ではなく、要するに官庁ですね、「官」ではなく「民」による自発的な取り組みを吸い上げ、これを育て、被災地に展開していこうとするものであります。

具体的には、5点の事業がございます。第1には元気で健やかな子供の成長を見守る安全安心な社会、第2が高齢者標準、これについては低下した高齢者の身体・認知機能を標準とするということ、による活力ある超高齢社会、第3が持続可能なエネルギー社会、すなわち自立・分散型エネルギー社会の構築、第4が頑健で高い回復力を持った社会基盤、すなわちシステム、の導入で先進する社会、第5点目が高い発信力をもった地域資源を活用する社会の5つの事業がございます。

支援対象となる取り組み、経費の範囲につきましては、取り組みの立ち上げ段階において必要となるソフト面の取り組みを包括的に支援する内容となっており、施設整備等のハード面は対象外ということで、あくまでもソフト面の事業ということでご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） この「新しい東北」先導モデル事業補助金、ただいま説明がありました、そのソフト面の事業5点ということであります。

当初、資源エネルギー庁のモデル開発調査の補助を受けたわけなんですけれども、受けたというのは、元気な日本をつくる会でそのプロジェクトチームを立ち上げながら、資源エネルギー庁の補助が500万円であったかなと思うんですけれども、それを受けて調査、検討されてきたわけでございます。なぜ、その復興庁、今「新しい東北」先導モデルに変わったのか。その理由は何なのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、今町長から答弁がありました「新しい東北」先導モデル事業、これについては復興庁が所管の事業でございますが、これについては元気な日本をつくる会が事業主体となって復興庁に事業エントリーはしたんですけれども、不採択となった経緯があります。それで、先ほど佐藤議員のお話がありました、補正予算で単費対応させていただいたという経緯がございます。それで一番当初については、今議員がおっしゃった資源エネルギー庁主管の亘理町バイオマス発

電を核としました産業創出と地域活性化の調査事業で、当初その事業計画をもとにして、現在までいわゆる実現可能も含めた事業調査を継続して行っているというような状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 復興庁ではなくて、資源エネルギー庁に最初エントリーしたという話のことがございましたが、復興庁ではなくて、資源エネルギー庁を、環境省ですね。そちらはバイオマス産業都市を重点に採用されたということがございます。その中で宮城県では東松島市、これが25年6月、去年の6月、国が支援するバイオマス産業都市に間伐材を生かした木質バイオマス発電事業を計画しているということが、新聞に載っているところでございます。

それと、南三陸町についても、これもバイオマス産業都市、いわゆる資源エネルギー庁の補助事業をもって今、東松島未来都市構想について整備を整えております。南三陸町におきましても、この国の支援で、再生エネルギーのバイオマス燃料の産業化に取り組むバイオマス産業都市の指定に向けた、ここは指定に向けた事業構想を固めているというふうな、それぞれ行っておるところでございますが、エントリーから外れたということの内容でございました。

そこで、その産業創出、地域活性化の内容について、調査報告、これまで500万円の補助を得て、元気な日本をつくる会でそれぞれ報告をされたとあります。この報告内容については、どういうことだったのでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今申し上げました資源エネルギー庁関係の調査事業内容について、説明させていただきます。

これにつきまして、元気な日本をつくる会のホームページ、あるいはブログとか、あるいはフェイスブック等でも出ていますので、公表しても差し支えないと思いますので、説明させていただきたいと思っております。

まず概略から申しますと、バイオマス発電事業の原料となりますその牧草を栽培することによります遊休地、いわゆるパイロット農地ですね、もとの、その利活用と土壌の良化、それから牧草栽培にかかわる雇用創出を図ることと、それからあと発電のプラントから発生する消化液、いわゆる液肥を利用することで付加価値のある農作物の栽培等の活用について、それからさらにはプラントで発生します廃熱利

用によりまして、わたり温泉島の海の温泉加熱、いわゆるボイラーの利用等による経費節減と計画では出しております。さらには、あと牧草を原料としますプラント施設のほかにも、地域農業と連携することによりまして、ほかの地域の行政、それから研究機関等の視察等の受け入れによりまして、流入人口の増加等を見込んでいくという結果内容が主な内容でありまして、具体的には、概要としまして、バイオガスの発電、いわゆるメタンの発酵法によるバイオガスの発電という計画で、当初計画の発電容量については500キロワットの1基程度を計画しておりました。発電量については1日当たり1万2,000キロワットアワー、概算の投資額としましては約9億9,600万円ほど当初計画では上がっております。

発電施設については、わたり温泉島の海の周辺、いわゆる発電場所ですね。それで、栽培地については、今申し上げました旧パイロットの用地ということで、全域でいきますと約120ヘクタールほどありますが、その一部を利活用ということでございます。

それからあとは、利活用については今申し上げましたとおりでありまして、今あと具体的にそれに基づいて進んでおりますのが、実現可能調査ということで、それをもとにして今いろいろと、発電容量等も含めて試算している段階でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 今、牧草の遊休地活用、雇用創出、液肥の利用、さらには島の海の廃熱利用での経費節減等々の報告内容だったということでございます。

そこで、3点目に入りますけれども、昨年10月9日、10日、牧草のイタリアンライグラスの試験栽培を行っております。（3）のパイロット農地牧草試験栽培の結果についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま議員さんからお話のとおり、昨年の10月に4名の地権者の協力をいただきまして、パイロット農地において、牧草、今お話しのとおりイタリアンライグラスの品種の試験栽培行っておるところでございます。

その栽培の成果につきましては、肥料を施すことの有無により生育状況に差が出ておりますが、栽培は可能であると判断しております。また、亘理農業改良普及センターにおいて、土壌分析をしていただいたところ、土壌中に存在している肥料分

の含有傾向が低いとの結果が出ており、栽培を行う上では、肥料を施すことが必要であるという結果が出ておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 亙理農業改良普及センターの指導を受けてということで、それぞれ半分肥料投入とか、無肥料とか、そんなところで栽培、種をまかれたということでございました。

その中で、何か塩分の影響についてはそんなになかったと、含有効果が少なかったということでございますけれども、砂というか、津波で堆積した砂、その土壤等の排水等々、将来的に牧草地として土壤改良すれば、栽培が可能だということでございます。今後、パイロット農地の利活用としては、大変いいものになるのかなと考えているところでございますが、まずもって採算ベースという問題があるかと思っておりますけれども、その辺を考えたときに、例えばどうなのか。その辺、もう一度回答をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、議員がおっしゃられました採算ベースについては、いわゆるそのプラントによる発電量と政府の買い取り価格ですね。きのうも夜NHKでやっていたけれども、いわゆる太陽光については毎年買い取りが1割ダウンで、当初41円でしたけれども、今たしか36円まで下がって、あと次年度以降は多分また1割下がるのではないかと想定されています。

バイオマス発電につきましては、余り国内で事例がないということもありまして、今現在当初の41円で次年度も多分そんなに下がらない想定で、今現在取り組んでいる状況でありまして、最終的には牧草単体だけでいきますと、いわゆる収量がどれだけとれるかにかかっていますけれども、今現在プロジェクトチームとあと元気会で調整しておりますのが、いわゆるその発電効率、ガスの発生の高い効率のいい発電プラントについて、やはり牧草だけではなくて、プラス例えば下水の汚泥とか、あるいは食物残菜をプラスすることによりまして、そのガスの発生量がふえまして、発電効率が高いということで、ほかの先進地事例も見ますと、大体複合されているようでございます。よって、今後は、取りまとめがちょっとまだ途中なんですけれども、最終的にはそのプラントの発電量と牧草単体プラス、今言った複合の原材料を加味して、いわゆる発電効率の高い発電プラントをやっていきましょうというこ

とで、今現在検討しているところです。

あと、牧草について、やはり塩分を多少含んでも発芽はできるそうなんですけれども、今申し上げました収量の高い牧草を採取するには、やはり肥料、施肥が必要だということで、その肥料等についても今現在検討していて、どのぐらいの割合がいいかとか、それも今実証実験も含めて検討しているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 採算ベース、買い取り価格についての回答がございました。

バイオマス関係は、大体13円から39円、というのは今後、材料というか、まぜた場合とか、一般材木とか、間伐材とか、それによって単価が違ってくるようになっております。その中で平均的で、バイオマスの場合は26円くらいになるというふうな、これは何か出されているところでございますけれども、政府のほうで今回のこのバイオマス活用推進基本計画の中では、素材として用途のない木材、食品廃棄物、下水汚泥、家畜の排せつ物の4指数でその辺が考えられて、バイオマスの技術開発に今後取り組んでいきまして、近い将来的には、2020年に600市町村でバイオマスの事業が展開されることを目指しているというふうな、政府のホームページにも載っておるところでございます。

いろいろ今調査、検討の中において、いろんな問題があろうかと思っておりますけれども、4番の問題解決に係る検討内容について、そして5番のバイオマス発電の可能性と準備会社の設置について、その辺一括で答弁をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、4番と5番あわせて回答させていただきます。

この事業については、平成25年9月定例議会において、バイオマス発電事業調査業務の委託料の予算措置を行っておるところであり、まずバイオマス発電事業の問題解決といたしまして、現在、元気な日本をつくる会と調査委託業務の契約を締結いたしまして、メタン発電の分析、事業の実現可能性に向けた検討をするとともに、原料調達量及び予備原料の供給先等を調査しておるところでございます。

バイオマス発電の可能性につきましては、発電用原料の作物の収量とメタン発酵バイオガス発電可能量の試算及び事業として成立する事業収支等と合わせまして、現在準備会社の設置を検討してまいっておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） バイオマス発電の長所、メリット、それぞれあるわけでございます。再生可能エネルギーで自然エネルギーであると、純国産エネルギーであると。あと限りある資源を有効活用できる。デメリット、短所の一番大きなものは、バイオマス資源の収集と保存にコストがかかるということが大きく言われているところでございます。

去年の9月、互理バイオマスガス化構想予算化をしたときに、河北新報でこのような記事が載っております。ガス化発電を研究する地域環境資源センター、東京にあるわけですが、「牧草を活用したバイオマスガス化事業はドイツなど欧州で先進事例があるが、日本の取り組みは珍しい」ということでございます。元気な日本をつくる会の須田本部長の談話が載っております。「地域環境型社会の形成で産業振興や人の交流が進む。民間の力を活用して被災地を再生させたい」ということでございます。町としてのコメントも載っておりました。「実現の可能性をしっかりと検証して結論を出していきたい」というふうな話でございます。

そこで、バイオマスの発電調査委託料304万5,000円補正しておりますが、事業推進に向けての結果調査が近々議会にも報告させるものと思っておりますけれども、私は現段階で、火力や原子力に匹敵する電力づくりは出せないと思っております。データを収集しなければならないと思っております。科学的に誰が見てもわかるような客観的なデータが必要でございます。まだまだ実験を繰り返さなければならない、今現在ときであるのかなと思っておりますので、どのぐらいの量、そしてどれだけ発電できるのか、発電効果、さらには牧草を活用したバイオマス事業化、一般的にはまだまだ知られていないことも多くあると思っております。

そこでですけれども、バイオマス発電はこれからの未来に必要なものになると思っておりますけれども、私は準備会社の設置については慎重に行っていただきたいと考えております。この辺の考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議員さんが確かにおっしゃられるように、国内では木質バイオマスといいましても、なかなか今事例が少ないと。宮城県内においても、東松島等については、これからやる上で木質バイオマスが主と聞いております。それで、主にヨーロッパ、とくにイタリア等では、牧草を使ったバイオマス発電ということ

が主流になっていまして、国内のバイオマス発電のプラントメーカーの機器に比べますと、外国のプラントの機器の発電効率で申しますと、最大で約93%発電効率がある機械などもあるようです。さらには発電しない場合については、いわゆる世界的に有名なたしかロイズ保険でしたかね、それでその補償も可能だということで、主に海外においては牧草を使いましたバイオマスプラントが盛んに行われておりまして、国内では事例については多分互理町が、ほかにも何カ所かちょっとあるようですけれども、規模的にはやはり互理町がもし成功したとなると、かなり結構有名になるのかなと考えています。

ただその点で考えますと、確かに実現可能性を含めまして、元気会でも今、採算性がとれるかどうかも含めまして検討しているところでありまして、会社も今後立ち上げる予定で聞いておりまして、その意味も含めまして元気会でもやるからには当然赤字でいきますとやはり大変なものですから、やはりその点についてある程度精査、時間もちょっとかけてやっていきたいという話を聞いていますので、その辺については、町と元気会とやはり慎重に対応していきたいということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤正司議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番高野 進でございます。

2つ質問をいたします。

1つ目、割山からの採石完了後の跡地についてでございます。

震災関連事業の一つである割山からの採石、ずりとも言われておりますけれども、採石して運搬が間もなく完了すると伺っております。当初の予定は3月であったか、

6月まで延びるやに伺っております。ご存じの方もいらっしゃると思うんですけれども、割山とは、から行きます。

県道の主要地方道、亘理大河原川崎線、亘理の西部でございますが、愛宕山からもっと西に行って角田市の手前、北側に存在しております。行政区は祝田西でございます。採石は現在、防災集団移転先である団地の盛り土用に供しております。周辺住民、地域住民でございますけれども、周辺住民の方は、震災復興だからと、交通量の多さや道路からの粉じん等で日常生活に不安、不便を抱えながら我慢をしてみいました。

そこで、一つの区切りとして、次の2点をお伺いたします。

1点目、割山の採石後の跡地をどのように利用、活用するのか、住民は関心を持っております。お伺いたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

割山採石場につきましては、土石の採取を目的としており、宮城県と林地開発協議及び採取計画協議を行い実施してまいったところでございます。

採取後の跡地につきましては、森林の環境を保全するため、法面の緑化を行い、底地につきましては、杉を植樹することにしております。

なお、採取可能土量につきましては、ご案内のとおり約150万立方メートルとなっており、現時点までの搬出土量は約18万立方メートルとなっておるところでございます。

採取の期間につきましては、平成29年11月15日までとなっておりますが、今後の復興関連事業及び通常事業においても盛り土材の確保が不可欠であることから、これらについては、宮城県と協議の上、延長することもあると考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 150万立方メートル、18万立方メートルを採石、採取したと。約13%であろうかと思えます。今の話からいきますと、今後も引き続き採石、運搬をするというふうに理解をいたします。

2点目に入ります。

実は、跡地は非常に現時点でも広大です。深さは目視で約15メートルはあるかな

というふうに見ております。すり鉢状で、現在でも私は危険であろうかと思えます。そこで、現時点でも、それから今後引き続き採石するわけですけれども、完了後も現時点、今後もいわゆる利活用、今植栽されるということでございましたけれども、危険防止のために、跡地への立ち入り防止策、方策で言いますけれどもね、をすべきだと私は思います。具体的な防止策を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 割山採取場については、出入り口のチェーンを現在も設置し、関係者以外の立ち入りを禁止しておるところでございます。また、沈砂池周辺には危険標識を設置するなど対策をしておりますが、今後も安全を第一に事業を実施してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） いわゆる防止柵とか、あと表示があるということで、私が見ているところでは、全然目に入らないと言えればそれまでですが、目につきませんでした。これは、もしそうであれば確認をして、そのような対策を講じていただきたいと思えます。

そこで簡単ですが、この質問の結びですけれども、「これで終わりか、採石は」と地域住民は思っています。具体的な計画の内容も知らない、あるいは聞いていないとか。ぜひ、今からでも遅くないですけれども、地域住民の方に説明されるようにと私は発言をして、この問題を終わります。

2つ目に入ります。役場庁舎の建設についてであります。

平成24年12月、一昨年でございますけれども、一般質問に対して、町長から「検討する」等の答弁がありました。1年以上になります。そこで、その後どうなっているのか、次の2点を伺います。

まず一点目、行政の拠点、あるいは防災拠点となる役場庁舎の建設についてであります。住居を構える、あるいは店舗、事業所を展開する上で、完成はいつになるかは重要な決定要因になります。この「完成はいつになるか」との質問に対し、町長は「役場庁舎、保健福祉センター、学校給食センターを優先整備し、その後に町民会館、町民体育館の順番で整備したいと考えています」と答弁されました。その際、「建設時期は、仮設住宅の状況、町全体の復興状況を勘案して検討します」と。この「検討します」について、検討結果をお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、役場庁舎建設に関する検討結果でございますけれども、まず今、前の質問で答弁したとおりでございます。仮設住宅の現況をまずもって申し上げたいと思います。

町内5カ所に整備した仮設住宅、1,126戸建設したわけでございますけれども、ことしの2月20日現在の入居戸数が798戸で、入居者数は2,015名となっております。このうち、ただいま役場庁舎、保健センターの建設用地となります公共ゾーンそのものについては、整備戸数については585戸建設したわけでございますけれども、現在入居している戸数が339戸で、入居者数は1,068人となっております。震災から間もなく丸3年を迎えるわけでございますけれども、全体の入居率が約70%と、今なお多くの被災者の方々が仮設住宅に入居しているわけでございます。

そういう中で、役場庁舎も被災し、現在プレハブの仮庁舎で各課が分散し業務を行っていることに加え、さらには保健センターも施設の老朽化により使用できない状況で、各種検診事業等をほかの施設を使用して実施するなど、町民の皆様には大変ご不便をおかけしていることもあり、できるだけ早い時期に役場庁舎と保健センターを建設したいと考えておるところでございますが、現段階におきましては、被災された方々の生活を第一に考え、平成27年春ころの災害公営住宅完成に伴って、被災された方々がおのこの生活再建し、仮設住宅の撤去の見込みが立った段階で、庁舎等を建設したいと思っております。

こうしたことから、速やかに建設に着手できるよう準備を進めておるため、今年度においては、復興交付金の市街地復興効果促進事業を活用し、施設の配置計画を行っておるところでございます。具体的な建設時期を現時点で明言することはできませんが、今後とも庁舎建設に向けて、できる範囲で可能な限り進めてまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 2点目に入ります。

今の話、答弁にも、それはそれとしまして、2点目は、「町長の建設希望時期はいつごろか」と、一昨年12月に質問をいたしました。そこで町長は、「設計業務については、できれば平成25年度」、間もなく25年度は終わるわけですが、「25年度の公共事業の中で申請し、設計をしたいと考えています」と答弁されまし

た。申請、設計は行われているのかどうか。行われていれば、その内容をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 昨年的一般質問の際には、25年度内ということでの設計というお話を申し上げておったわけでございますけれども、ご案内のとおり災害公営住宅、防災集団移転等の事業そのものが先送りになって、おおむね来年27年3月ころの予定になっておるわけでございます。そういう中で、現時点ではまだ予算も措置しておりませんので、これらについてはできるだけ、設計業務と、先ほど申し上げましたあの公共ゾーンに建設するレイアウト等を実施しながら、やはりこれらについても、議会の皆さん、そして財源の問題、そして国・県との調整を行いながら進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ただいま町長の答弁の中で、ゾーニングと申しますか、公共ゾーンの土地利用ゾーニングについて一つ申し上げます。

この一般質問通告は、2月19日に提出しております。それで、私どもに示されたイメージ図でございますけれども、これは2月24日でございます。ついせんだってになります。ここの中でなるほどなと思いつつながら、一つ新しいものがございます。それは、消防本部、3階建てが建設されるやにゾーニングでは出ておりますけれども、これはちょっと事前に何の説明もなかったんですけれども、これは新しく出たものと思っておりますが、そう認識してよろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このもともと公共ゾーンの施設そのものに整備する内容については、役場庁舎、保健福祉センター、学校給食センター、そして総合的な会館、そして体育館の5つということで考えておるわけでございます。そのほかに社会福祉協議会の事務所等とか、それらの内容を加味した内容ということで検討しておるわけでございますけれども、消防事務組合の事務局といたしましても、あの建物そのものについては昭和46年ごろの建築でございました、今の互理消防署。そして、老朽化も進んでおることから、ぜひこの消防署建てかえの際には、公共ゾーンの一部というお話もありましたけれども、具体化はしていないということで現在のところ考えております。この消防署建設そのものについては、互理町だけではなく山元町

との協同組合でございますので、その辺も十分協議しながら、どのような方向になるかわかりませんが、それを吟味しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 簡単な話、質問の結びになるわけでございますけれども、いわゆる町長が今説明されたように、お金の問題も実はあるわけですね。これは去年24年の3月末、建設資金、役場庁舎建設金、約8億3,000万円ぐらいあると思います。その後微動はしていると思っておりますけれども、到底この金額だけではおぼつかないと思っております。そういう意味で、今後の課題になるかと思っておりますけれども、財源も含めてやはり計画的にやっていくのが妥当かなと思っております。

今後について……、では、町長今手を挙げましたので。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、役場庁舎建設基金そのものについては、8億3,300万円ほどございます。そのほかに、今回の被災に遭われたことによります震災復興特別交付税そのものについては、現時点で7億円程度が交付されるという予定になっておりますけれども、これらについても具体化するまでもう少しお待ち願いたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） これからのことについて、今さら質問してもあれかと思うんですが、5月に町長選挙がございまして、どなたが担うのかわかりませんので、この質問はここで終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、1番。鈴木洋子議員、登壇。

〔1番 鈴木洋子君 登壇〕

1 番（鈴木洋子君） 1番鈴木洋子です。

私は文化財保存対策について2問質問いたします。

文化財というものは、つくろうと思ってすぐできるものではなく、長年の歴史の中で培われてきたものであり、先祖から我々が伝承し、後世に引き継いでいかなければなりません。大切なものでもあります。亘理町は、歴史的文化が古く、建造物、史跡、遺跡など、内陸に多くあるため、今回の東日本大震災においても幸い被害に

遭わず、恵まれた環境にあったと申しても過言ではありません。早期の復興も大切ではありますが、それとともに亙理町の歴史的文化財を町民で守っていくことも自覚していかなければなりません。

町内に古い歴史があることも知らない住民が数多くいるのも事実です。やはり、伝えたいこと、残したいもの、私たちの誇れる宝物が文化財です。文化財があるのは当然だといった感覚であり、長く後世に残していかなければならないといった意識に欠けるのではないかといった心配があります。

そこで、文化財を保存、管理してもらえる財団法人を設立して、保存、管理を図る、そうした財団を設立することについて、いかがお考えかお尋ねします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 文化財関係の所管は教育委員会でございますので、教育長から答弁いたさせます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、私から文化財保存のための財団を設立してはどうかというところでございますが、お答え申し上げたいと思います。

ご案内のとおり財団法人、例えば文化財に限定しますと、文化財を保存しようとする目的のため、提供された財産、あるいは寄附金などをもとに設立される法人であります。したがって、基金などを活用しながら保存活動を行う団体となるわけでございますが、本町には残念ながら今のところそのような寄附をいただけるというお話がございませんので、今のところ財団法人の設立はちょっとできないと、不可能であると、教育委員会としては考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） それでは、建造物や遺跡などの保存、管理にかかる費用はどのぐらいかかるものなのでしょうか。伺います。

議 長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） その修繕のやり方、伊達成実公の御霊屋の場合は全面改修、全部解体して、色づけをして、柱材を修繕ということをつないだり、そういう作業も入れまして、伊達成実のときのような十数億円かかる場合と、それから文化財にはなっております大雄寺の山門、ああいう部分的な補修をする場合には数千万円かかるようでございます。今お話しした修繕について、どこをどう直したときに幾らか

かるのかということをご質問いただければお答えのしようがあるんですが、全体的な内容ではちょっとお答えできる資料はお持ちしておりませんので、以上で終わります。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） 文化財には国指定の埋蔵文化財、また歴史的町内無形文化財、県指定の有形文化財などがありますが、それぞれにはやはり国・県からの助成制度、補助金などはあるのでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 国指定の三十三間堂については、調査費について2分の1いただいで、25年度で発掘調査は全部完了いたしました。26年度の事業といたしましては、その事業実績報告、発掘した調査の結果報告という報告書をまとめる段階でございますけれども、これも国から2分の1の補助が出ます。ただ、既存の文化財等の管理運営についての経費については、国・県一切、町からも補助は出しておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） やはり、文化財保存の財団を設立するということは、安心して後世に伝えていくこともできます。また、むしろ亘理町の歴史や文化に興味のある人も集って、みんな集まることもできます。それと同時に今回の大津波のことも伝えていかなければならない大切なことですので、前向きに考えていただければと思います。

次に、2点目の文化財マップを作成し、配布してみてもどうかであります。

文化財があっても、住民はその存在を余り知らないとか、あるいは知っていても、その由来は詳しくわからないといったことはあり得ることです。そうしたことから、文化財の写真、解説などを登載した文化財マップを作成し、町民はもとより、本町を訪問する方々に配布するという考えについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、文化財マップの作成と、そして配布ということでございますけれども、現在教育委員会では、町内の6つの小学校の6年生を対象にしました「文化財めぐり」というのをやっております。これは大体5月から6月にかけて毎年実施しているわけでございますけれども、その文化財を訪問する際、こういう

冊子を全員の児童に配布しております。「訪ねよう亙理の歴史」というやつですが、これをもとに子供たちが各文化財等を訪問しながら、亙理の歴史を勉強しているということでございます。

それからまた、商工観光課と亙理町観光協会が発行しております「伊達なわたり旅まるごとコレクション」という、こういうパンフレットもございます。この中に2ページほど、亙理町の文化財を紹介しているというページがございます。両方とも、郷土資料館で作成しておりますし、こちらもそちらにございますので、もしどうしてもほしいとなれば、郷土資料館に行けば配布していただけますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

なお、亙理町には郷土史研究会というのがございまして、亙理の歴史、あるいは文化財等に非常に興味のある方はそういう研究会に入って、いろいろお話し合いとか、情報交換等を行って、毎年その総会、あるいは発表会などにお呼ばれしているわけでありまして。そういうふうな郷土史研究会などに顔を出して、亙理の歴史を深く研究するというのも一つの方法かなと思っているわけでございます。

いずれにしましても、こういう冊子とか、あるいはパンフレットが今現在ありますので、新たに文化財に関するようなマップを作成することは、今のところ考えていないというところでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） 今、教育長に見せられた資料なんですけれども、それは私も拝見していました。それと同時にマップというのは、ちょっと一部の資料を見ながら説明させていただきたいと思うんですが、これは「まるもり歴史散歩」という、こういう小さなマップなんです。これは亙理町のさっきの「まるごとフェア」よりも詳しく丸森の歴史だけが書いてある小さなこのくらいの本なんです。それとウォーキングマップといいまして、これは名取の「なとり100選」というと、やはりこのくらいのものであります。そうすると、やはり歴史に興味ある方とか、他県から来た人たちが、気軽にこのくらいのサイズですと、持って歩いてそこそこ歩いて見て回るということが出来るんですね。さきほどの「まるごとフェア」のやつは、はらこ飯だとか、イチゴのこととか、観光のほうは書いてありますけれども、2ページしか亙理町の歴史のマップというものが書いていないんですね。その点やはり、ほかの市町村のこういったいい点を取り入れながら、こういったマップをつくってほしいな

と思うんですが、そういったところいかがですか。お伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどお話ししました6年生にこの冊子は非常に詳しく載っております。亙理の生い立ちといたらいいんでしょうかね、までからずっと縄文時代から現代までというようなことで載っているわけでございまして、これは毎年増刷しているわけでございまして、行けば、小学生だけではなくて町民にも配布できるというふうになっておりますので、これで今のところ代用していきたいなと思っております。ただ本については、今後郷土資料館と協議をさせていただきまして、検討させていただきますけれども、今すぐにはというのはちょっと今お答えできないというところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） また資料なんですけれども、これは亙理町の資料館で出していることなんですけれども、この1ページもちょっと読ませていただきますけれども、「人は生まれたときから、また住んだときからそこに暮らしています。一方、人の名や生い立ちと同様に、それぞれの土地には地名や史跡等に関する由来がありますが、多くの人は生活の中でその名前を使っても、その由来まで受けとめかねているようです」。そこで、やはり小学生の6年生まででしたかな、副読本を使って今史跡めぐりなどをしていると今伺いましたけれども、やはり中学生、あと二十ぐらいになってくると、亙理町の歴史がどんなものかというのが薄れてくる人が多いんですね。ですから、ぜひよい副読本が亙理町であるので、やはり中学生も使えるような、それでその副読本で、行かなければそれを見ることができないというよりも、町民全体が、皆さんが亙理町はこんなすばらしい遺跡や史跡があるのだということで、町民全体、もしくは亙理町外から来る人たちにも配布できるような、こういった小さなマップで手軽に、そして中学生もそれを資料として、副読本として使えるようなことを考えてもらうことはできないですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 亙理は歴史の文化がある町でございますので、いろいろ文化財、遺跡等が大変ございます。町外からもたくさんの方々がおいでになりまして、いろいろ見て回っているわけでございますけれども、そのとき郷土資料館の学芸員が出向いていろいろ説明しているわけなんですけれども、そのとき当然、亙理町内の文化財

等々に関する資料を配布しながら説明しているということでございます。

2点目の中学校ではどうかということでございますけれども、中学校も当然、6年生で歴史というのを習います、初めて習うわけでございますけれども。中学校に上がれば、歴史、日本史というのも当然教科の中に出てきますので、これは日本全体というようなことを考えるわけですが、当然、例えば伊達成実あたりは戦国武将ということで、徳川家康を習うわけですので、その徳川家康と仙台藩の伊達正宗、その家臣であった成実、当然線で結ばれるわけですね。そうすれば当然、亙理の成実公についても学習すると。

昨年、吉田中学校のある先生が、郷土資料館とタイアップをとりまして、吉田中学校の2年生の生徒だったと思うんですが、郷土資料館に亙理伊達藩の成実公を中心とした歴史を勉強しまして、それをプレゼンしたというのがありまして、宮城県の教育委員会の指導主事も来てそれを見てもらいました。大変すぐれた郷土学習だということでお褒めの言葉をいただいております。そういう機会を各学校でとっておりますので、さらにそれらを深めていければなど。

ただ、常にとすると、なかなか難しいのも現状なわけです。というのは、学習指導要領に示されている歴史の中では、残念ながら亙理伊達藩のことは入らないことが多いですね、正直言うと。当然それが入試にかかわってきますので、そういうことを考えると、担当する学校の先生方は教科書に記載されている、あるいは学習指導要領に準拠したような内容を学習させるというのが当然出てきます。ただ、総合的な学習の時間というのがございますので、その中で郷土の歴史というのをもし学校でとれば、そういう教材を設定すれば、亙理町の歴史、文化財も含めた学習をすることは十分できると思います。その辺は中学校の校長にもちょっと話をしてみたいなとは思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） ちょっとなかなか中学校も受験もあることで、亙理町の歴史を勉強するといっても、なかなか難しいところがあると思います。

それで、亙理町の歴史の文化といいますと、これをちょっと拝見したんですけれども、これが「亙理のいろはかるた」というのがあるのをご存じだと思うんですが、これはとってもいい資料かなと。中学校も小学校も、子供から大人までできる、これからの亙理町の歴史を勉強したり伝えていくのにはとてもいい資料でな

いかなと、私は評価します。

それと、やはりその中で一部、これは津波の後につくられた資料ですので、これはすばらしいもので、このかるたを通して、やはり町民の皆様に伝えていける一つの手段ではないかなと思って、ちょっと一部紹介させていただきます。

一番最初に、やはり「忘れるな、津波が来たら高台へ」、これが「わ」という文字で、その中のこの絵がすばらしいんですね。やはり今までになかったタイプだと思います。それと、歴史も入っているんですけども、「へ」で、「平安の役所跡だよ、三十三間堂」。あと「さざんかは冬にも負けない強い花」。「い」、「岩地蔵、阿武隈川の渡船場に」。「ゆ」、「悠里館、亶理文化の発信地」。「と」、「鳥の海、きれいな海が見える町」。一部こういったものを紹介させていただいたというのは、やはり亶理町にも愛すべきふるさと亶理の歴史や文化に親しむことができるものがあります。それは、やはりこの亶理のいろはかるたです。こういったものも一つ、歴史を皆さんに伝えていくということで、大事なことではないかなと思います。

やはり、東日本大震災から3年目を迎えようとしています。亶理町は、尊い命と貴重な自然や文化産業の基盤を失いました。失われてしまった景観や文化をかるたに織り込むことで、失われたものを知らず知らず世代へ伝承し続けることを願って製作したと書いてあります。亶理のいろはかるたはこういうふうには制作スタッフが書き記しているので、こういったいいものを交えながら、やはり歴史マップなどをつくって、こういった小さなマップにして、誰でも持ち歩けるような「まるもり歴史散歩」のようなものをつくっていただきたいと思い、手軽にこういったコンパクトサイズにつくって作成できたらいいなと思いながら、亶理の文化を後世に伝えていき、亶理に生まれたことを誇りに思い、私の質問を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木洋子議員の質問を終結いたします。

次に、6番。安藤美重子議員、登壇。

〔6番 安藤美重子君 登壇〕

6番（安藤美重子君） 6番安藤美重子です。

私は今回、2つのことについて質問をさせていただきます。

まず、1問目です。地域の健康づくりについてであります。

亶理町でも、今後ますます高齢社会が進んでいくと思われれます。今、町は、元

気で長生きするために、健康寿命を延ばして介護予防に一生懸命取り組んでいるところ。その取り組みをもっと広めるために、次のことについてまず伺います。

(1) といたしまして、行政区単位で、仮称ですけれども、健康体操教室のような活動組織を立ち上げてはいかがでしょうかと提案いたしますけれども、町のお考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

まず初めに、町が取り組んでいる事業について、健康推進の面から申し上げたいと思います。

まず、身体活動・運動は、非感染性疾患の発症予防だけでなく、高齢者の運動機能や認知機能の低下などに関係すると言われております。特に、高齢者の運動器疾患が急増しており、要介護となる危険の高い状態を示す「ロコモティブシンドローム」という言葉がよく使われておるわけでございます。健康寿命を延ばすには、生活習慣病の予防とともに、ロコモティブシンドロームによって、日常生活の営みが困らないようにするための身体活動、そして運動が重要であると思っております。

町といたしましては、身体活動及び運動習慣の向上を推進させるため、運動支援地域サポーターを養成、育成し、ダンベル体操等、どこでも誰でもができる運動を各地区公民館等を使用しながら、広く町民に進めておるところでございます。

次に、介護予防の面から申し上げます。

現在、介護予防事業といたしまして、介護予防出前講座を老人クラブや地域で活動している高齢者中心のグループ等を対象に、公民館、あるいは公会堂に出向き、介護予防の講義や運動の実技、認知症予防等の講座を実施しておるところでございます。

また、介護予防の運動教室では、ストレッチ・バランス運動やご自身の体重を利用した自重運動等の筋力向上運動など、大がかりな運動機器を使わなくても、いつでもどこでも気軽にできる運動メニューを実施し、教室終了後もご自身で運動が継続できるよう支援しておるところであります。

そのほかに、高齢者の生活機能を評価し、要介護や要支援の状態になるリスクの高い方を調査し、選定された介護予防二次予防対象者に対し、運動器の機能向上の

教室や口腔機能向上、栄養改善の教室を公民館等で実施しております。

ただいま安藤議員さんからご質問のとおり、行政区単位での体操教室の活動組織の立ち上げについては、考えはどうかということでございますけれども、今後も介護予防の講座や教室等を公民館や公会堂に出向く形で実施し、高齢者の方が地域の仲間の方々と一緒に介護予防に取り組むことができ、その輪が広がるよう事業を実施してまいりたいと思っております。

そういう中で、できれば、この行政区単位という講座、教室でございますけれども、モデルとなる行政区をつくっていただき、それによってこの広い輪になってもらえればなという考えをもっておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 私も平成15年から「健康わたり21」を進めるために、ダンベル体操等、さまざまな事業を見させていただきましたし、また参加もしてまいりました。町としても、年々いろんな活動を取り入れて健康寿命を延ばす、そして介護予防にいろんな事業に取り組んでいることも存じております。それが、大分広まってきたと思われます。それぞれの公民館単位でも、もうきちっとでき上がってきておりますし、またまちづくり協議会などでもその事業を進めているところもあるように思われます。

そういうふうになってまいりますと、全て行政区単位に全部というわけにはいかないのですけれども、1カ所に集まってというよりは人数は少なくなろうかとは思いますが、それぞれ今、町では集会所であったりとか、公会堂とかというところがありますので、そういうところで少しずつその体操、それからそういう講座もそうですけれども、一つは人が集まってお話をしたりとか、30分体操をして、30分親睦会をするとか、そういうような活動に利用していただければいいのかなと思います。

あと、先日、私は山元町のところに伺ってまいりました。そうしましたら、山元町さんでは、山元町内運動教室活動集という冊子をつくりまして、それをそれぞれのところのチームというんですかね、教室を紹介している事例を見させていただきました。平成17年あたりから取り組んでいる教室から、また25年ぐらいに立ち上げたところですかね、そういうところ24カ所、それぞれの行政区であったり、仮設住宅の集会所であったり、そういうところで楽しく行っておりましたの

で、これはとてもいいことだなとすごく感心してまいりました。

そんなこともありまして、町でも少しずつそういう方向で取り組んでみてはいかかなと。すぐに全部に取り組めるようになるには時間はかかるかと思ひますし、それとうちの町は行政区が結構ありますので、多い戸数のところ、少ない戸数のところもありますし、全部というわけにはいかないですけれども、少しずつそういう方向に持っていくのも、これからのまちづくりではないかなと思ひれますので、その辺、もう一度お伺ひしたいと思ひます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらの教室そのものは、行政区単位でやるのは最も有効かなと思ひております。その際にぜひお伺ひしたいのは、男性の出席ですが、恐らく女性の方が多ひ。男性の方は飲み会になると集まると思ひますけれども、そういう事態ではちょっと変かなと、男女共同参画時代でございます。

それと同時に、ご案内のとおりわたり温泉島の海の隣に、介護予防拠点施設ということで、県内初の施設があつたわけでございます。これについては、宮城県から応分なる補助をもらひまして、県内初の施設ということで、本当に毎日のように高齢者の方々、そして雑談をしたり、いろいろ入浴料金も安い方向でやっていたんですけれども、今回の震災によりましてあのように全壊したということでございます。

そういう中で、今回の津波被害によって、公会堂そのものも結構震災に遭われております。そういう中で、浜吉田地区につきましては、浜吉田西、東、北については、これまた県の基金、これについては兵庫県の井戸知事さんが阪神淡路を踏まえまして、コミュニティーが大事だということから、15億円、兵庫県から宮城県に基金を出していただきまして、その基金をコミュニティーのために使つていただきたいということで、亘理町で手挙げをしたところ、いち早く亘理町については今言つた浜吉田3区、そして鳥屋崎地区、今現在建築中でございますけれども、そういうことで、やはり健康推進のためには地域地域でそれらお互ひにコミュニティーをつくりながら進むべきではなからうかと思ひます。

それで、現在行つておる各教室そのものについて、町の保健師とか、担当のほうが行つておりますけれども、その際にもそういう組織体の話もしていただけるように、健康推進課あるいは福祉課でも職員に、町からだけ発信するのではなく、集まつた高齢者の方々とお互ひに連携をしながらそういう組織体ということで、一つで

もここでモデル的な行政区ができれば、それに右倣えというような形で地域地域でできれば最もいいのかなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 今、津波で被災された集会所も大分いろんな助成金をいただいてでき上がってきました。新しい集会所を活用しないわけにはいかないと思います。

山元町さんでも、この教室の中には男性がリーダーとなっているところもありましたし、運動サポーターの中にも男性の方もいらっしゃいます。私が山元町さんに行ったときには、お世話係をしていたのは民生委員さんでした。その会にはまたその会の代表さんもいますけれども、民生委員さんがちょっとお手伝いという形で手伝っていました。

そうしますと、今行政区単位では体育協力委員さんもそれぞれ2名ずついらっしゃいますし、区長さんであるとか、それからまちづくりのほうでいろんな事務的なお世話とかということも含めると、そういうことが可能ではないかと私は思うんですね。運動サポーターも大分ふえてもきていますし、なかなか自分たちからやりたいと思っている方が、いかほどいるかはちょっと詳しく調査はしておりませんが、うちの町の方たちはどちらかというところ、行政のほうから声をかけられて、「こういうのはどうだ」と言ったらのってくるような気質の方々が多いように思われます。そういうことも含めまして、これから行政区単位のいろんなものが進められていかなければいけないのかなという思いです。

それとあわせて、今、仮設住宅の集会所では、介護予防のためとか、それから運動不足を補うために、それぞれ月曜日であったり、水曜日であったりと、いろんな事業が行われています。仙台大学さんの学生さんに来ていただいたりとか、いろんなことがなされております。これから公営住宅ができたり、防災集団移転でそれぞれ新しいところに入ったりなどというときに、やはりその方たちの居場所になったりとか、そういうことも含めて、これは価値のある有益な事業だと思われしますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、いろいろな団体も話に出たわけでございますけれども、やはり地域地域で最も活躍しているのは行政区長さん、民生委員さん、あるいは婦

人防火クラブの組織体、そしてご案内のとおりまちづくり協議会があるわけでございます。そういう中で、まちづくり協議会そのものについては、亙理町に5カ所あるわけでございますけれども、それらの事業の中でも部門ごとに防災関係とか、衛生関係とか、あるいは健康増進部会とか、そういう組織体にもなっておるようでございますので、これらについても担当は企画財政課でございますけれども、まちづくり協議会にもこういう話があったということもお伝えすることもやぶさかではないかと思っております。これらについても、やはり地域の方々がこぞって健康寿命を推進するのが最も大事だと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 町長からとか、それから担当の課長さんたち、そのかかわるところの方々からできればそういうのがあるといいねという啓発というんですかね、そういう言葉があれば、また一歩進んでいくのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2問目に参ります。

高齢者を対象として、軽スポーツなどを行っている団体に施設の使用料などを減免してはいかがでしょうかということなんですけれども、今、体育館とか武道館、それから交流センターを使用してレクリエーションダンスをやったり、ダンベル体操をやったり、3B体操をやったりとか、そういうふうに卓球教室もあればテニス愛好会もあれば、いろんなスポーツに近いような形のところ、それも競技スポーツではなくて、生涯スポーツ、自分の体を鍛えるため、それから楽しむためというような形でやっている方たちは、それぞれ会費を集めて使用料を払って行っているわけです。それも一つの生きがいづくり、健康づくりという観点から見れば十分町からも何らかのサポートというんでしょうか、支援があってもいい活動ではないかなと思ひます。

そこで、安い金額で利用させていただいてはおりますけれども、若干、何回に1回は減免するとか、そういうようなこともあっていいのではないかなと私は思ひますけれども、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 体育館、公民館の管理は教育委員会でございますので、教育長から。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高齢者の施設使用料の減免ということについてお話し申し上げます。

運動を目的とした施設といたしまして、ご案内のように体育館が4カ所、昨年7月に2カ所改修工事が終わったものですから、4カ所。それから、屋内運動場が震災後は3カ所に減ってしまいました。まだ、鳥の海公園等がございませんので、3カ所の貸し出しを行っておりますけれども、それぞれ亘理町の都市公園条例、亘理町運動場条例、亘理町町民体育館条例などで定められた使用料並びに減免規定に基づきまして管理しております。減免の対象といたしましては、亘理町体育協会に加盟する団体が主催する大会、あるいはスポーツ教室などを開催する場合、さらには中学校の部活動に対して減免の措置を行っておりますけれども、そのほかの事例は今のところございません。

しかし、こういう事例がございました。東日本大震災発生以前に、鳥の海公園、あるいは吉田野球場を利用して、グラウンドゴルフを行っていた団体から、活動の場を失ったためにどうか亘理公園野球場を利用したいという要望がございました。それで、野球場は1時間1,000円という使用料だったんですが、鳥の海公園運動場とか、吉田野球場、従来の運動場使用料の1時間200円に特別に減免してご利用、今現在もしていただいておりますということですが、このほかについて、使用料について利用者の方から特別に減免してくださいというふうなご要望は今のところございません。

今後、こういうふうな、亘理町民の健康増進と、あるいは毎日豊かな生活を送るという観点からすれば、高齢者の団体からそういう活動をしたいんだと、ぜひ使用料の免除を要望したいということがあれば、教育委員会の中で十分検討させていただきたいなと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 体育館であったりとか、屋外運動場については、いわゆる当初競技スポーツという形から設定、それから活用をしていくものというふうな形で始まっているんだと思います。こういうふうにだんだん高齢化になってきますと、70歳、80歳でも屋外で運動できる方、それから体育館の中でかなりハードな運動ができる方も多々ふえてまいります。そういう方々は今までも使用料をずっと払ってやってきておりますので、あえて減免などということはなく、自然にそ

ういうものだと思います。ですけれども、この健康増進とか、ある意味で福祉的なこと、健康的なことという、そういう面から見ますと、そういう施設の利用料についても減免していくというのは、一つの施策ではないかなと私は思います。そのことについて、いかがお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 町民の高齢化が進んでいるわけございまして、やはりお年寄りの健康保持、あるいは増進、そして豊かな生活というものは、やはり要求されていると、一人一人がそういうふうに思っていると思います。したがって、お年寄りの方々が健康であれば、病気にかからないと。当然、保険なんかもそういうものにかからないわけございまして、医療費ですね。そういう観点からも、そういうふうに要望がございましたならば、十分検討させていただきますので、お話をさせていただければなと思っております。

ただ、これは教育委員会サイドだけではなくて、健康推進課とか、あるいは福祉課との関係も十分関連を図りながら考えるべきものだなと思っておりますので、3課、あるいはほかの課との連携も含めながら検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） ぜひ、教育委員会さんだけではなくて、全体的な町の施策の一つとして考えていただけるように希望します。

きのう、小野議員さんが質問していたときに、私ふと思ったんですけれども、5時以降のクラブ活動の延長という形で申請をすれば、体育館は使わせていただけるというお話があったんですけれども、それは今からでもすぐ申請をすれば、使うことができるものなののでしょうか。それとも、4月1日にならないとできないものなののでしょうか、ちょっとその辺を伺いたいのですけれども。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） きのう、小野一雄議員さんにお答えしたのは、毎週土曜日に行っております一般開放という、個人利用の方々に対する無料開放でございまして、使用時間については、午前9時から午後5時まで。ただ、どうしてもグループで、例えば吉田中学校のバスケットボール部が6時から9時までやりたいんですよという申請が出た場合については、体育館自体は午前9時から午後9時までの開館とい

うことをございますので、その時間内であれば、申請をいただければ有料でお貸し
するということになります。

議 長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 部活動の延長であれば無料ということですね。

議 長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 申しわけありません。有料ではあるんです。ただ、先ほど教
育長が申し上げたように、減免という措置でお金はいただいております。以上で
す。

議 長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） いろんな体育館とか使っておる団体がございますので、ぜひぜひ
あかせておいては施設は何にもなりませんので、使ってこそその体育館、それから
運動場ですので、そういう面でぜひこれからも前向きに考えていただきたいと思
います。

それでは、2 問目に移ります。震災を風化させないための取り組みについてで
す。

3 年前のあの甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく3 年が経過い
たします。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。今、町は瓦れき
の処理も終了いたしまして、震災のときの様子を残している風景も少なくなりつ
つあります。震災を風化させないために、震災前、そして震災時、それと今整備
を行っている震災後、町の様子、風景などの写真や体験談など、後世に語り継い
でいきたい資料とか記録を保存して保管していく必要があると思います。このこ
とについて、町ではどのようなお考えをもっているのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 東日本大震災を経験した我々は、その記録・記憶を後世に伝えなけ
ればなりません。そして、町の歴史において必ず後世に残し、適切に保存し活用し
ていかなければなりません。

そうした中で、現在、宮城県と県内の市町村が連携いたしまして、東日本大震災
に関する資料を保存し、後世に伝えていくための動きがございます。これは、「被
災地域記録デジタル化推進事業」と申しまして、県内において東日本大震災に関す
る写真、そしていろいろな資料など、震災関係の記録を収集し、紙の資料はデジタ

ル化の上保存していくこととともに、インターネットで資料を公開し、誰もが閲覧できるようにすることで、震災の記憶の風化防止や今後の防災・減災対策など、さまざまな二次活用などにつなげるものがございます。現在のところ、この事業に参加するのは、県内35市町村あるわけでございますけれども、33がこのデジタル化に向けた意向を示しておるわけでございます。

本町では、ご案内のとおり現在発行しております「亙理町東日本大震災活動等記録集」、さらには「広報わたり」などを中心に、公開準備を進めていきたいと考えており、このほかにも、町の様子や生活をまとめるため現在編さんを進めております町史、亙理の歴史の中の民俗編、そして自然編に、震災後の様子や震災前後の変化などをまとめることをこの編さん委員の方々にお願いしておるところでございます。保存した震災関係の資料の活用方法につきましては、やはりこの資料そのものについては、防災教育等に活用するほか、やはり効果的な運用をしてみたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） そこでお尋ねしたいのですけれども、吉田地区、荒浜地区、震災前の様子とか、町並みを写しておきました写真とか、資料とか、そういうものは今現在町にはあるのでしょうか、震災前のとき。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 震災前の状況については、企画財政課の広報班でアーカイブとしてデータを整理して持っております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 震災のときの様子などは、先ほど町長が言われた活動等記録集の中にも随分入っておりますし、震災の年の11月の「REVIVE」という本ですか、写真集にもいろんな写真が載っておりますので、目にする機会もあると思いますし、記録集は全戸配布でしたので、それぞれの方が目にすることはできるかとは思いますが、今後造成が始まっているところであるとか、それから造成の途中とか、それから造成後の写真とか、そういうものも一応記録していくというお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、当然この災害公営住宅、防災集団移転事業そのもの

のについては、設計業者、それと工事現場管理のための資料ということで、写真が全部、町で完成写真、着工から、造成から全部写真に、町に着工届、完成届という資料がございますので、それらもこの記録集とか、整備はこうだったと、いろいろ各団地ごとの掲載をしてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） そういう記録ですから、町の記録、行政記録になるわけですが、それは一般人が見ることはできるのですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） データについては、今企画財政課で、震災当時から広報の担当で撮っております写真、あるいは資料、そのほかあと震災当時、町民の方から写真、資料提供もしていただいています。そのほか各課で持っています写真、データ、それからあと町外の方でも、いわゆる支援団体が主になりますけれども、そういった方々が撮られた記録等々を含めますと多分何十万点になろうかと思えます。

それで、他の市町村もそうですけれども、いわゆる一般公開するに当たっては、プライバシー等の関係もありまして、その点も踏まえて短期間ではできませんが、最初に町長が答弁でお話ししたように、県の事業にまず参加して、その後については、随時県にも追加登録が可能ですので、そういった面では追加登録も考えておりますし、最終的にはあと町独自でいわゆるアーカイブの作成ですね、時間は多少かかるかと思えますけれども、そういった形で今現在進めていきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 荒浜地区では、武者家、江戸家、昔から何百年と続いたおうちがありますけれども、そこで蔵の中に入っていた資料などというものも、流されたものもあれば、流されないで保管しているようなものもあると思うんです。そういうものも、亘理町の歴史の中では非常に貴重な資料だと思われれます。一時期悠里館の中に保管しておりましたけれども、そういう資料などについては、今後どのように取り扱っていくのか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 荒浜の江戸家、武者家そのものについては、本当に貴重な古文書があると聞いております。特に江戸家の中には、夏目漱石の「坊っちゃん」というそ

の原稿用紙の記録があるということも聞いておりました、現在、江戸家の古文書等については、郷土資料館のほうで一つの建物を町で設置して、そこに保存をしております。武者家の分については担当課長から答弁いたさせます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） ご存じのように、江戸家、武者家の資料については古文書もございますし、ただ個人所有でございますので、町がレスキューしたからといって町にもものになるものでもないということでございます。

それで、今修復している古文書は今後腐食しないようにアルミでこうぺったんこするような、そういう工夫をして真空パック保存をして資料番号を入れながらどのページにどういう資料があるというものを今作成中でございます。一応、今のところまだ予定でございますけれども、26年度の事業として、27年2月に資料館で、東日本大震災で被災した資料展ということで今まで資料館でまとめた資料をこういうふうになっていましたよというふうなものも含めて、要するに泥に埋まっていたよみたいなどころから、このように今製本していますよと、救助しましたよという内容をもって、企画展を展示開催したいと考えておりますので、2月ころ企画展がございますので、ぜひそのときには足を運んでごらんになっていただければと思います。

ものしり大学でも、震災と文化財とそのかわりについてのご講義もあるようでございますので、ぜひご受講いただければと思います。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） ものしり大学は、私も毎年時間の許す限り聴講しております。物すごい人気で毎年もういっぱいになる講座ですので、ぜひ続けていただきたいと思います。

実は、その震災のときの資料展、資料コーナーというようなものを郷土資料館の一角にでもつくっていただけないかなという次の提案だったんですけれども、企画展が来年2月にあるということのようなんですけれども、それを見させていただいて、できれば今後、まだまだ被災者の方々への配慮も必要ではありますが、そういうコーナーみたいなもの。かつて図書館では、河北新報その他の新聞記事に載った亘理町の震災関係の記事を全部集めておりました。そういうものも含めて、こういうもの、こういうものと、いろんなものを展示していくとい

うことも、場所もとりますし保管も大変かとは思いますが、やっぱり震災を忘れないための風化させないための一つの取り組みではないかなと思われま
す。

それとあわせて、写真であったりとか、そういう生々しいものについては、またプライバシーに引かかるようなものについては、例えば絵に描いて保存するというようなやり方もあろうかと思しますので、そこら辺のところも考えていただきたいと思ひます。

2番目に移ります。

慰霊碑等を建てるお考えはありますかということなんですけれども、今、亘理町では震災の遺構というんですかね、そういうものは全然ありません。きれいになっておりますし、物の面で後世に伝えていくようなものというのは何もなくなってしまったわけですが、慰霊碑とか、それに準ずるようなものを町で行う計画があるのかどうか伺ひます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在、町内には地域のまちづくり団体等において、慰霊碑等の準備を進めているのが荒浜地区と吉田東部地区でございます。ご案内のとおり荒浜地区については仮設の商店街の向かい側に既に荒浜まちづくり協議会が主体となって整備を進めていただいております。これらについては、やはりこの震災そのものについて、不幸にして死亡した方々の慰霊ということ、それについても語り部の方々も個々によっていろいろと情報を発信していただいております。

そういう中で、吉田地区についても、まちづくり協議会でいろいろ検討した結果、旧長瀞小学校の東側になりますけれども、その東、南側に、全国から寄附された被災地への支援団体の働きによりまして、お地蔵さんを設置する事業ということでございます。これについては、今、吉田東部地区まちづくり協議会が中心となって、これらの魂を慰めるためのお地蔵さんということで建設の準備を進めておるとい
ことでございまして、町独自の慰霊碑等の建設については、もう少し考えるとい
うか、今のところ町独自である場合については、新たにダブってしまう。荒浜地区にするか、吉田東部にするか、2つずつつくるといふことも、そしてまちづくり協
議会で作った慰霊塔と重複してもいかなものかと思っておりますので、現時点

では考えていないということで、ご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 以前に鈴木洋子議員が、平成24年12月議会だったと思いますけれども、そのとき質問したときには、荒浜地区の海岸防潮堤の背後地に丘をつくと、そここのところは公園のような形にしていきたいと、できればその辺あたりに考えているというようなお話があったんですけれども、その話はもう今のところはなくなって、今ある荒浜まちづくり協議会が建てたあの慰霊碑を主にするというのでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在の荒浜の慰霊塔そのものについては、あくまでも仮設であるということ。あの東側が二線堤ということで、2号排水路に今度5メートルの高さの二線堤をつくるわけでございます。その影響によってどの場所にするかということとは、荒浜のまちづくり協議会、そして荒浜塾の方々と一緒になってあの施設を建設いたしましたので、その後においては、この二線堤との絡みによりまして若干どのような形になるか。あれではもう少しね、外枠とかもう少し高くして、もう少しグレードの高いような形のほうがいいのかなと思っておりますので、それらについてはやはり2号水路の二線堤の問題が解決した後に、まちづくり協議会、荒浜塾との調整を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 今、荒浜の地には慰霊碑が建っているわけですがけれども、ではあれは、あそこの地区がある程度どういうふうになるか決まった時点で移設をするか、もしくはグレードアップして、つくり直すということはないかもしれないんですけれども、いずれは移転するというで。それはまだわからないと。わかりました。

吉田地区のそのお地藏様プロジェクトについてなんですけれども、それはどのくらいまで進んでいるものなのですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 吉田地区については、今現在、先ほど町長の答弁がありましたように、吉田東部地区のまちづくり協議会が主体になっておりまして、まず場所の選定について昨年から協議してまいりました。それで最終的には、長瀨小学校の

跡地に設置する予定ということで、いわゆる設置者、NPO法人なんですけれども、「被災地に届けたい『お地蔵さん』プロジェクト」というところなんですけれども、そこから全国からの寄附を募りまして、これから建設する予定でございます。ちなみに亙理町以外では、東松島、名取、それから南相馬、陸前高田、岩手県の久慈市等について設置する予定で、昨年については、石巻で既に設置しておりまして、まちづくり協議会で石巻市に視察しているという経過もございます。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） やはり、そういう魂を慰めるもの、それから鎮魂のものというのは、この被災に遭われた方々、そして震災を忘れないためにもぜひ建てて、後世まで伝えていただきたいものであります。ですから、町としても十分かかわっていただきたいと思っておりますけれども、それとあわせて、地域住民の方々ともよく協議をなされて、その地域の人たちがある程度情報を共有できるようなやり方で建てていただきたいと思っております。私の質問はこれで終わります。

議長（安細隆之君） 今、一般質問が終わるわけでございますけれども、先ほど生涯学習課長の発言の中で、発言の取り消しの申し出がございますので、これを許可しておりますので、生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） ただいま、安藤美重子議員のご回答の中で、レスキューした資料の部分についてご訂正をさせていただきたいと思っております。武者家、江戸家というふうな中で、誤解を招く発言がありましたので、その部分を削除させていただき、来年2月の企画展におきましては、荒浜地区で救助した、レスキューした資料を中心に展示してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 今の申し出について、ご了承願いたいと思っております。

これをもって、安藤美重子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時27分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 小 野 一 雄

署 名 議 員 佐 藤 正 司